

2009

民主党国会レポート

(第 170 回臨時国会・第 171 回通常国会総括)

政権交代



目次

序文	「民主党国会レポート2009」発刊にあたって	p.1
第1章	第170回臨時国会・第171回通常国会総括 国会論戦で与党を圧倒し、「政権交代前夜」を印象付ける	p.2
第2章	『次の内閣』の活動	
1	予算・決算	p.4
2	内閣	p.8
3	子ども・男女共同参画	p.10
4	行政改革	p.12
5	人権・消費者	p.13
6	総務	p.14
7	法務	p.16
8	外務防衛	p.18
9	財務金融	p.20
10	文部科学	p.22
11	厚生労働	p.24
12	農林水産	p.26
13	経済産業	p.28
14	国土交通	p.30
15	環境	p.32
第3章	焦点となった法案への対応	
1	雇用関連法案 求職者支援法案でセーフティネットを拡充	p.34
2	年金記録問題 「消えた年金」問題に着実に取り組む	p.35
3	銃刀法等改正 銃器による犯罪の撲滅に向けて	p.36
4	公文書管理法 「国民主権」「知る権利」の確立に向けて	p.36
5	生活保護法改正案等 ひとり親家庭も安心の子育てを	p.37
6	消費者庁・消費者委員会設置法等 国民目線の消費者行政へ	p.37
7	政治資金規正法等改正案 企業献金禁止と世襲制限を断行	p.38
8	定額給付金 理念なきバラマキに断固反対	p.38
9	入管法・入管特例法改正案 外国人への管理・監視強化に歯止めをかける	p.39
10	取り調べ可視化法案 取り調べ全過程を録画・録音し冤罪を防止	p.49
11	在沖縄海兵隊グアム移転協定 情報開示と説明責任を求める	p.40
12	海賊対処法案 自衛隊の派遣に事前承認を求める	p.40
13	保険業法一部改正案 有意義な自主共済の存続を	p.41
14	高校無償化法案 高校の授業料相当額を支援	p.41
15	学校教育力の向上3法案 教育予算充実で教育格差を是正	p.42
16	介護労働者賃金引き上げ法案 介護報酬7%アップで待遇改善と賃金引き上げ	p.42
17	農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案 6次産業化による農山漁村の再生に向けて	p.43
18	独占禁止法改正案 優越的地位の濫用を課徴金対象に	p.43
19	中小企業再生・活性化等支援法案 中小企業の再生と活性化を支援する	p.44
20	タクシー改革関連2法案 規制緩和の失敗をただし、公共交通に	p.44
21	民主党住宅ビジョン ライフスタイル・ステージを重視	p.45
22	地球温暖化対策基本法案 ポスト京都・緑の成長へ向けて	p.45
資料	民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正（第170回臨時国会～第171回通常国会）	p.46
	第170回臨時国会の案件一覧（2008年9月24日～12月25日）	p.51
	第171回通常国会の案件一覧（2009年1月5日～7月21日）	p.54
	第1次鳩山『次の内閣』一覧（2009年8月6日現在）	p.64

生活に良く効く政策づくり



民主党政調査会長

ネクスト官房長官

直嶋 正行

民主党の政策の特徴を一言でいえば、生活にダイレクト、直接良く効く政策だ、ということにつきます。

生活が良くなれば、経済が良くなり、社会が良くなる——という理念に基づくものです。

例えば、これまでの自民政権が行ってきた経済政策は、企業活動を支援することで経済活動を活性化し、雇用の拡大・待遇の改善を通じて、経済全体を成長させることを主眼としてきました。しかし、バブル以降、特に21世紀に入って以降、この考え方が成功しないことは明らかになってきました。その背景には経済の国際化があり、海外と競争する企業にとっては、収益が上がっても雇用拡大や待遇改善に振り向ける余裕は無くなってきていることがあります。この構造に変化は見られない以上、これまでの経済政策では上手くいかないことは明らかです。

民主党は、このような構造変化を踏まえて、家計を直接支援する政策を実施すべきと考えています。これによって、消費を拡大し、わが国20年来の課題である「内需主導型経済への転換」を実現していきます。「子ども手当」「教育実質無償化」「暫定税率廃止」「高速道路無料化」などは、いずれもこのような考え方に基づいた経済対策の側面を有しているのです。

IT、バイオ、ナノテクなどの先端技術の研究開発、温暖化対策を含めた企業の設備投資支援、知的財産権保護の強化などを実施していくことは当然です。その上で、農業、医療・介護、環境産業などを将来の成長に向けた戦略分野としてその

育成支援に取り組んでいくことが重要です。

農業は未来産業であり、地域の雇用の受け皿です。「農業者戸別所得保障制度」によって、農業を生活ができる仕事とし、また新規就農者を増やしていくことも可能となります。

高齢化は、新たな産業の創出に向けたチャンスであり、医療・介護は今後大きな成長が期待できる産業でもあります。特に、介護産業は恒常的に人手不足状態にあり、今後、高齢者の増加によってさらなる人手不足が深刻化する可能性が高い分野です。人手不足の最大の理由は低い待遇水準です。民主党は介護労働者の賃金増額策を通じて雇用の拡大を実現していきます。

また、環境産業、特に地球温暖化対策への対応は、わが国産業の国際競争力向上の観点からも極めて重要です。民主党は温暖化ガスの25%削減(90年比)という高い目標を掲げて、これを実現するために「排出量取引市場」「再生エネルギーによる電力の固定価格買取制度」を創設します。このような新たな市場の育成を通じて、産業を育成し、安定した雇用を創出していきます。

この一年、170回臨時国会と171回通常国会で民主党が取り組んだ議員立法は78本。民主党の提案を反映させて修正・成立した政府提出法案は24本。この冊子でその取り組みの記録を報告させていただきます。

これらはすべて霞が関官僚に頼らず、議員の力で積み重ねてきた実績です。そしてこの国のかたちを、国民生活を変えていく萌芽でもあります。

国会論戦で与党を圧倒し、 「政権交代前夜」を印象付ける

170 回臨時国会

2008年9月24日から12月25日(93日間)

福田首相退陣と麻生内閣発足

2008年9月1日、1ヶ月前に内閣改造を行ったばかりの福田康夫首相が突然、退陣を表明した。同月24日に首相指名投票が行われ、参議院では決選投票の末、21日に民主党代表に再任された小沢一郎議員が過半数を獲得、首班指名された。しかし衆議院では、22日に自民党総裁に就任した麻生太郎議員が選出され、憲法の規定に従って麻生内閣が発足することになった。小泉→安倍、安倍→福田に続く、三度目の「政権たらい回し」である。

当初、早期解散を企図していた麻生首相はそれを果たせず、その後は表向き「政局よりも政策」を謳う一方で、実際には常に解散のタイミングを窺い、究極の政局重視で国会運営を続けることとなった。

金融危機の勃発～後手に回った政府の対応～

9月15日、米大手証券会社の破綻をきっかけにして世界的な金融危機が勃発する。政府は同月29日に補正予算案を国会に提出したが、その内容は年初来の原油・食糧価格高騰などへの対応にとどまった。

10月30日、記者会見を開いた麻生首相は日本経済の置かれた状況を「100年に一度の危機」と呼んだ。ところが麻生内閣は、11月28日に国会の会期を25日間延長したものの、12月19日になってようやく「生活防衛のための緊急対策」を示したのみで、第二次補正予算を国会に提出できなかった。戦後最悪と言われる落ち込みを示した日本経済の傷口は、政府の無策によってさらに広がった。

これに対して民主党は、12月24日に「衆議

院解散要求に関する決議案」を衆議院に提出し、適切な景気・雇用対策を実行するためにも、速やかに解散して民意を問うことを求めた。

171 回通常国会

2009年1月5日から7月21日(198日間)

生活重視の経済対策で国会論戦をリード

171回通常国会で政府は、①会期冒頭に出され、定額給付金という愚策を中心にした平成20年度第2次補正、②その直後に提出された平成21年度本予算、③4月に提出され、「国営マンガ喫茶」の建設など巨額のムダ遣い・バラマキを含んだ平成21年度補正予算、という三つの予算案を国会に提出した。いずれも官僚が作成した旧態依然のメニューに基づき、与党が選挙対策を念頭に決めた無責任なバラマキ予算にすぎなかった。

一方で民主党は、中学校卒業まで子ども1人あたり年額31万2千円を給付する「子ども手当」の創設、高校の実質無償化、高速道路無料化、暫定税率の廃止など、家計の可処分所得を増加させることを主眼にした経済対策(=2年間で真水21兆円)を発表する。さらに国民新党や社民党とも協力して必要な法案を提出した。

政府提出の各予算案は民主党の反対などによって参議院では否決された後、最終的には衆議院における再可決を経て成立した。しかし、民主党が提案した「国民の生活が第一。」の予算が政権交代によって実現することに対し、国民の期待は日増しに高まっていった。

セーフティネットの構築に尽力

民主党は、雇用、年金、医療、介護で社会のセーフティネットを抜本的に拡充することにより、現在の不安を減らして将来の安心感を高め

ることに力を注いだ。「求職者支援法案」や「雇用保険法改正案」など、臨時国会と通常国会を通じて8本の雇用関連法案を提出し、年金記録問題では「年金記録回復促進法案」を参議院で可決した。「介護労働者賃金引上げ法案」では介護報酬の7%引き上げを図り、「生活保護法改正案」「児童扶養手当法改正案」など、ひとり親家庭のための施策も提案した。

予備的調査の活用

民主党は前年に引き続き、衆議院における予備的調査の制度を活用して「天下りに関する予備的調査」「国の契約状況に関する予備的調査」「予算決算に関する予備的調査」「独立行政法人に関する予備的調査」「特殊法人に関する予備的調査」「健保組合への厚労省職員天下り調査」「補正予算に関する予備的調査」を実施した。政府に対して情報開示を促すことにより、自民政権のムダ遣い体質が浮き彫りになった。

「事業仕分け」で財源捻出

民主党はマニフェストで掲げた政策に対して優先的な予算配分を行う一方、無駄な事業や優先度の低い事業は廃止・縮小・実施先送りする「予算の全面組み替え」を行う方針を示している。その重要な手法となるのが、政府の実施している個別事業について必要性や有効性を精査する「事業仕分け」である。民主党では、平成21年度に予算が計上された2,767事業のうち、各部門が抽出した87事業について仕分け作業を実際に行った。その結果、対象事業額7,099億円に対し、26%に当たる1,847億円の改善額を得た。自公政権の下で官僚・族議員が温存してきた無駄遣いを排除し、新しい政策を実行する財源を確保するため、事業仕分けが有効であることが証明された。

国民に見離された麻生内閣

後手に回った景気・雇用対策、天下りの温存、G8財相会議における中川財務相の酩酊事件、不透明な「かんぼの宿」売却、日本郵政社長の続投をめぐる混乱など、麻生総理の指導力不足と「自民党＝官僚任せ」政権の機能不全を示す出来事は途切れることなく続いた。民主党は国会で麻生政権の責任を厳しく追及し、麻生内閣および自民党の支持率は大きく低下した。

鳩山体制がスタート

5月11日に小沢一郎代表が辞意を表明したことを受け、同月16日に開催された両院議員総会で鳩山由紀夫議員が民主党の新代表に選出された。5月27日と6月17日に行われた党首討論で鳩山代表は、「判断できない、ぶれる、間違える」などと麻生首相を厳しく批判し、同時に「一人の生命も粗末にしない政治」という理念を示して政権交代を強烈にアピールした。

首相問責決議の可決～衆議院解散

鳩山代表の就任後、一連の地方選挙で民主党の推す候補が勝利を収めた流れを受け、7月12日に行われた東京都議会選挙では民主党が第一党となり、自公両党は過半数を割った。翌13日、民意に見放された麻生政権に対して民主党などは衆議院で内閣不信任案、参議院で麻生首相問責決議案を提出した。

党内の「麻生おろし」を警戒して解散予告を行った麻生首相は、14日に参議院で問責決議が可決されると、21日になって衆議院を解散する。8月18日公示、同月30日投票の「政権選択選挙」の幕が切って落とされた。

1 予算・決算

民主党は、『次の内閣』の経済関係閣僚を中心に、リーマンショックに端を発する金融・経済危機への対策を検討し、速やかに打ち出した。

一方、政府も4回に渡り経済対策を打ち出し、予算案を提出してきた。予算調査会では、これら予算案についてヒアリングを重ね、国会論戦に挑んだ。

決算・行政監視調査会では、不正経理問題等を追及するとともに、公会計改革にかかる法案を作成し、国会に提出した。

平成20年度補正予算

2008年8月29日、世界経済の成長鈍化や原油・食料価格高騰等に鑑み、福田内閣は「安心実現のための緊急総合対策」と称する経済対策を打ち出し、補正予算案を編成するとした。しかし、直後の9月1日、福田首相が突然辞意を表明し、自民党総裁選が行われることになったため、補正予算案提出は先延ばしとなった。

9月15日、米国の大手証券会社リーマン・ブラザーズが破綻、いわゆるリーマンショックによって、世界経済は金融危機に陥った。そのような非常事態の中でも、自民党は総裁選のパフォーマンスを続け、与謝野経済財政担当大臣がリーマンショックは「ハチが刺した程度」と発言するなど、危機意識の欠如を露呈した。

9月24日、麻生内閣が誕生し、29日ようやく平成20年度補正予算案が170回臨時国会に提出された。予算案は、国債の追加発行と前年度余剰金を財源とし、後期高齢者医療制度について平成21年度の被保険者負担軽減措置の費用を基金へ繰入する、農業用燃油の購入費用の増分の7割を補助する等、「緊急安心実現

総合対策費」として約1.8兆円を計上するものであった。また、既存のセーフティネット融資・貸付の対象拡大等も含まれていた。

リーマンショック以降の金融不安への対応は考慮されておらず、経済対策として全く不十分であったが、民主党は経済情勢に鑑み賛成し、10月16日、平成20年度補正予算は成立した。

民主党の経済・金融危機対策

10月30日、麻生内閣は「百年に一度の危機」に対応するため、「生活対策」と称する経済対策を発表し、平成20年度第2次補正予算案編成に取りかかるとした。しかし、実際に対策に基づく予算案が国会に提出されたのは、2ヶ月以上も後の2009年1月5日のことであった。

麻生内閣が悠長に予算編成を行っている間も経済情勢は急速に悪化し、追加経済対策の必要性が指摘され、2008年12月12日、平成20年度第2次補正予算案を提出する前に、政府は「生活防衛のための緊急対策」と称する経済対策を発表した。

一方、民主党は、経済情勢・金融情勢の悪化、特に雇用環境の悪化に鑑み、矢継ぎ早に法案を提出するなど提案を行った。2008年10月15日には流動性不足、信用収縮、金融システム、証券市場への対策等の「金融危機対応」を発表した。11月5日には、家計が自由に使えるお金を増やすとともに、生活コスト、企業活動コストを引き下げる「『経済・金融危機対策』～『生活第一』で将来を切りひらく～」を発表した。それに基づき、12月3日に「子ども手当」法案、道路特定財源の暫定税率廃止・減税法案、中小企業いじめ防止法案、地域金融円滑化法案を参



2009.4.6 経済対策を議論

議院に提出した。12月15日には、オーナー課税の廃止等を内容とする法人税法等改正案、中小企業にかかる法人税率の軽減等を内容とする租税特別措置法改正案を参議院に提出、派遣労働者等の解雇防止、失業と同時に住まいを失った者への対応等に関する緊急雇用対策関連4法案(詳細 p.34)も参議院に提出した。

平成20年度第2次補正予算

政府提出の平成20年度第2次補正予算案は、171回通常国会冒頭から審議が行われた。予算案には民主党の要請が不十分ではあるが一部取り入れられており、民主党は真に必要な政策の実行に協力することはやぶさかではないとの態度で審議に臨んだ。

しかし、予算額の中で大きなウェイトを占める定額給付金は、選挙目当てのバラマキにすぎず、多くのエコノミストからも、経済対策としての効果も薄いとの指摘を受けていた(詳細 p.38)。このような政策に2兆円もの国費を使うことはムダづかいに他ならないとの国民の声に応え、民主党は、社民党、国民新党と共同で、補正予算案から定額給付金給付事業助成費を除く修正案を提出し、与党に協議を呼びかけた。

しかし、1月13日、与党が十分に審議を尽くさないまま、衆議院で強行採決したため、民主党は予算委員会では抗議、本会議での採決時には退席した。民主党は、参議院でも補正予算案から定額給付金給付事業助成費を除く修正案を提出し、1月26日、平成20年度第2次予算案は修正可決された。衆参両院の結論が異なったため、両院協議会で協議を行ったが、成案を得るに至らなかった。衆議院の優越により、衆

議院の議決が国会議決となり、平成20年度第2次補正予算は原案通り成立した。

平成21年度予算

2009年1月19日、麻生内閣は、2008年12月に発表した「生活防衛のための緊急対策」に記載された事項を含む平成21年度予算案を171回通常国会に提出した。

予算案は、従来の予算構造の域を出るものではなかった。例えば、道路予算については、道路族の圧力に屈し、「歳入の一般財源化」という奇妙な理屈を持ち出して、歳出構造にほとんど手をつけず、一般財源化という福田前首相の公約を覆した。また、基礎年金の国庫負担2分の1引き上げについても、財政投融资特別会計の埋蔵金で当座をしのごくこととし、税制の抜本改革で対応するという約束を反故にした。

しかも、2009年度の実質経済成長率について、日本銀行が-2.0%、IMFが-2.6%と予測する中、ゼロ成長の予測に基づき、危機感ゼロで予算編成を行ったため、経済対策としての的外れなものであった。麻生首相は、平成20年度第1次補正予算、平成20年度第2次補正予算、そして平成21年度予算の「三段ロケット」で景気回復が図れるとしていたが、本予算審議中にもかかわらず、補正予算案編成の話が出てくる始末であった。

予算審議では、上記の問題をはじめ、官僚が天下りを繰り返す「わたり」の問題、かんぽの宿問題、派遣労働問題、地球温暖化等、数多くの課題について、活発に審議が行われた。しかし、麻生首相の度重なる発言のぶれ、さらに当時の中川財務大臣が酩酊状態で記者会見を行っ

て国益を損なった際の麻生首相の対応の迷走により、予算審議は混迷を深めた。

それでも、2月27日、与党は衆議院で平成21年度予算案を強行採決し、民主党は反対したが、原案通り可決させた。3月27日、平成21年度予算は参議院で否決されたが、両院協議会で成案を得るに至らず、衆議院の優越により、衆議院の議決が国会議決となり成立した。

民主党の緊急経済対策

4月8日、民主党は、一時的な刺激策ではなく、国民生活を安定させ、「内需主導型」の経済構造への転換を可能にする「生活・環境・未来のための緊急経済対策」の骨格を発表した。

その主な内容は、①家計が自由に使えるお金を増やす(子ども手当、年金課税の見直し、高速道路無料化、暫定税率廃止・直轄事業地方負担金廃止、中小企業の法人税率引き下げ等)②新しいライフスタイル、新しい価値の実現を支援する(太陽光パネル設置促進、次世代自動車購入支援等)③現在の不安を軽減し、将来の安心感を高める(医師・看護師・メディカルクラーク等の不足解消、介護労働者の待遇改善・人材確保、学校・病院等の耐震化加速、求職者支援制度等)④消費の拡大、新産業の育成、安定雇用の維持・創出(省エネ家電等の購入補助・地デジ対応機器の購入補助、農林水産業における戸別所得補償制度等の創設、職業訓練・職業人材育成教育等)——等、2年間で約21兆円の財政出動を行うというものであった。

平成21年度補正予算

4月10日、麻生内閣は「経済危機対策」と

称する経済対策を発表、4月27日、平成21年度補正予算案を171回通常国会に提出した。

予算審議では、多年度に渡って歳出を行えるよう約4.4兆円もの巨額の国費が積まれた46の基金の相当数を官僚の天下り先が担うことは確実なこと、独立行政法人、公益法人等官僚の天下り法人に3兆円もの資金を流すこと、国営マンガ喫茶建設、役所用のエコカーや地上デジタル対応テレビの大量購入等、様々な問題が明らかになった。

それでも、5月13日に与党は十分な審議を尽くさないまま、衆議院で採決を強行した。民主党は、予算委員会の締め括り総括質疑途中で退席、本会議を欠席した。5月29日、平成21年度補正予算は、参議院で否決されたが、両院協議会で成案を得るに至らず、衆議院の優越により、衆議院の議決が国会議決となり成立した。

公会計関連3法案を提出

決算・行政監視調査会は、地方自治体の未消化予算プール問題をはじめ、不正経理問題を中心に精力的に調査を行い、2008年12月17日、「公会計・公契約のあり方について」(中間報告)を発表した。

報告書では、不正経理が横行する背景には法制度にも不備はあるが、政官の馴れ合い体質が最大の原因であり、政権交代を実現し、明治以来の官僚を中心とする国の統治機構を根底から改める必要があるとした上で、現行制度の問題点を指摘、改革プランを提言した。

具体的には、現行制度の問題点として、①会計検査院の独立性が弱い②地方の監査委員制度等が形骸化③決算には各目明細書に係る規定が



2009.5.14 公会計関連3法案を参議院に提出

ない④国の財務諸表は不十分⑤予算執行の横断的なチェックができていない⑥補助金返還義務が予算使い切りを生む一因となっている⑦予算執行における公務員の責任の範囲が極めて限定されている——等を指摘した。

改革プランとして、①会計検査院の独立性を高める②地方自治体の監査委員の半数を弁護士・公認会計士・税理士等から選任する③予算決算及び会計令(予決算)を見直す④財務書類作成、早期提出を法定化する⑤政府調達的事後的検証と是正措置を行う「政府調達監視等委員会」を設置する⑥ひも付き補助金を一括交付金化する⑦予責法を改正、弁償責任の範囲拡大、懲戒要求を義務化する——等の提言を行った。

上記報告書に基づき、早急に改革を行うべき事項を法案化、2009年5月14日、①「会計検査院法の一部を改正する法律案」(検査院法改正案)②「国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律」(公会計法案)③「予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案」(予責法改正案)——からなる公会計改革関連3法案を参議院に提出したが、廃案となった。

検査院法改正案は、①国が2分の1以上出資している法人等の必要的検査対象機関の地位に就いたことがある者を検査官の任命を受けられる者から原則除外する②実地検査した事項と結果を検査報告に掲記する③不当事項等への対応のフォローアップ等を行う④懲戒処分が要求可能な場合の要件を「故意又は重大な過失」から「故意又は過失」に拡大する⑤一般人が会計検査院に違法又は不当な事実を申し出て措置を要請することを可能とする——を主な内容とする

ものであった。

公会計法案は、一般会計、特別会計について、発生主義・複式簿記による国の財務書類等の作成及び財務情報の開示を定めるものであった。

予責法改正案は、①予算執行職員の弁償責任の範囲を広げる(「故意又は過失」に拡大、除斥期間の規定の削除)②予算執行職員に係る懲戒処分の要求を会計検査院の義務とする——を主な内容とするものであった。

平成19年度決算

決算・行政監視調査会では、決算書類関係についても議論を行った。平成19年度の予備費使用等の調書については、①格差問題、不透明な随意契約、官製談合等、問題を抱えていることが明らかとなった平成19年度予算に基づくものである②自衛隊の補給支援活動、公共事業に係る調整費等、問題があるものが多々含まれている——等から反対した。

平成19年度決算については、①民主党の要請による衆議院調査で、約4,500法人に約2万5千人が天下り、天下り先に約12兆円もの資金が流れていることが判明する等、巨額のムダづかいが行われていた実態が明らかとなった②平成19年度は定率減税が廃止される等、国民の負担がさらに増した年でもある——等から反対した。

2 内閣

内閣部門では、内閣委員会、災害対策特別委員会、沖縄・北方問題特別委員会で取り扱われる政策課題を中心に、活発に議論を行った。

沖縄でシンポジウムを開催

終戦後 27 年間にわたり米国の施政権下におかれ、復帰後も米軍基地の 75% が集中する沖縄は、本土に比して産業振興が大きく遅れており、基地依存型経済からの脱却や、独自の産業育成等が大きな課題となっている。そのため民主党は「沖縄ビジョンプロジェクトチーム」を設置し、在沖米軍基地の大幅縮小・自立型経済の構築・自然環境の保護等を内容とする沖縄政策「民主党・沖縄ビジョン 2008」を取りまとめた。また、その発表のため、現地沖縄で「沖縄ビジョン・シンポジウム」を開催した。

銃刀法等改正案が成立

猟銃を使用した銃器犯罪の発生等を踏まえ、民主党は、合法銃の所持許可要件の厳格化を内容とする銃刀法改正案を 2008 年の 169 回通常国会にて提出していたが、政府は、民主党に半年遅れて同趣旨の法案を 170 回臨時国会に提出した。与党との協議の結果、両案の相違点について、民主党案の内容に沿う形で、政府案を修正する旨が合意された。(詳細 p.36)

宇宙基本法をフォローアップ

民主党の主導のもとに衆議院内閣委員長提出で成立した「宇宙基本法」が、2008 年 8 月に施行された。このため民主党は、同法に基づく「宇宙基本計画」策定など政府の取り組み状況をフォローするため、「宇宙基本法フォローアッ

プ・プロジェクトチーム」を設置した。同チームでは、宇宙開発利用にかかる産業振興・法整備・海外の事例等について有識者等からヒアリングを行い、これらの知見に基づき、宇宙関連の行政組織の一元化や宇宙の平和的利用等を主な内容とする「宇宙基本計画に関する民主党の考え方」を取りまとめた。民主党は今後も、我が国の宇宙開発利用を戦略的に推進するために、政府の取り組みをフォローしていく。

新しい公益法人制度がスタート

これまで法人の設立には主務官庁の認可が必要であったが、これを登記のみで可能とする等の新しい公益法人制度が 2009 年 1 月から施行された。しかし、既存法人の新制度への移行手続き等で混乱が予想されたため、内閣部門では「NPO・公益法人改革作業チーム」を設置し、移行の状況について関係団体と意見交換を行った。

遺棄化学兵器問題について議論

旧日本軍が中国国内に持ち込み、未処理のまま大量に遺棄した化学兵器によって傷害を受ける等の被害が現地で生じており、これら遺棄化学兵器の早期処理が大きな課題となっている。また現在、内閣府が中国国内で行っている処理事業は、受託業者による巨額詐欺事件が明らかになる等、そのあり方に疑問が投げかけられている。これらの課題について内閣部門では「遺棄化学兵器問題作業チーム」を設置し、被害者救済のあり方や処理事業の問題点について議論を進めた。今後も問題の早期解決に向けた努力を行っていく。



2008.8.11 沖縄ビジョン・シンポジウムを現地開催



2009.6.8 内閣部門会議を開催

各種法案の対応を議論

「公文書等の管理に関する法律案」を政府は171回通常国会に提出したが、各省庁の判断により不都合な公文書が恣意的に廃棄されるおそれ強い等、多くの問題点が存在していた。政府案は、民主党の求めで修正が行われ、成立した(詳細 p.36)。

高齢者ドライバーにかかる高齢運転者標識(もみじマーク)について、その表示を努力義務へ改める内容の「道路交通法の一部を改正する法律案」を政府は171回通常国会に提出した。内容も賛同でき、一律義務化への疑問を呈する民主党議員の国会質問が改正の契機となった経緯等も踏まえ、法案に賛成した。

169回通常国会から継続審議となっていた政府提出の「地域力再生機構法案」は、与野党協議の結果、経済産業部門で立案され国会提出されていた民主党議員立法「中小企業再生支援機構法案」(詳細 p.44)の趣旨に沿う形で修正する旨が合意された。そのため171回通常国会にて、「株式会社企業再生支援機構法」と名称が変更された上で、成立した。

ソマリア沖等での海賊行為に対する自衛隊の対処等を定める内容の「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を政府は171回通常国会に提出した。民主党では、外務防衛部門を中心に内閣部門も加わって対応を検討し、修正案を取りまとめた。しかし、与党との修正協議が決裂、政府原案に反対した(詳細 p.40)。

現代の子どもたちが抱える「ひきこもり」、「ニート」など様々な問題への対応を目的とする「青少年総合対策推進法案」を政府は171回

通常国会に提出した。民主党では、子ども・男女共同参画調査会を中心に内閣部門も加わって検討を行い、修正案を取りまとめた。政府案は、民主党の求めで大幅に修正され、成立した(詳細 p.11)。

政府が171回通常国会に提出した「構造改革特区法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」については、附帯決議を付した上で、賛成した。

沖縄科学技術大学院大学への対応

沖縄科学技術大学院大学は、世界最高水準の研究と教育を行い、国際的な科学技術の拠点を沖縄に作ることを目的とする大学院大学である。この大学院大学の設置及び運営について定めた「沖縄科学技術大学院大学学園法案」を政府は171回通常国会に提出した。

民主党は、内閣部門と文部科学部門の合同で作業チームを設置し、政府案の内容について詳細に検討した。その結果、大学院大学に対する国の財政支援について、開学から10年間は国立大学並みの支援を可能とする規定が存在するものの、11年目以降はその規定がなくなることから、学校経営が破綻するおそれ強いとの結論に達し、永続して国からの安定的な財政支援を可能にすることを主な内容とする修正案を取りまとめた。与党との協議の結果、民主党が提示した修正項目のすべてを与党が受け入れたため、政府案は修正され、成立した。

3 子ども・男女共同参画

子ども・男女共同参画調査会では、チルドレン・ファースト(子ども第一)で政策作りに取り組んだ。「子ども手当法案」の提出をはじめ、ひとり親家庭に育つ子どもたちへの経済的支援である児童扶養手当法の改正、生活保護の母子加算復活の法改正に取り組むとともに、待機児童問題など保育のあり方についてヒアリングや議論を重ねた。

また、党の男女共同参画推進本部とも連携し、真の男女共同参画社会の実現のため、必要な支援のあり方について取り組みを進めた。

子ども手当法案を提出

2007年の168回臨時国会、2008年の169回通常国会に引き続き、0才から中学校卒業までの子どもに一人あたり月額2万6千円の子ども手当を支給する「子ども手当法案」を、民主党の経済対策関連法案の一つとして2008年の170回臨時国会で参議院に提出した。本法案は、参議院厚生労働委員会に付託されたが、審議未了・廃案となった。

民主党は、日本の未来を担う子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現し、また保護者にとって経済的な不安を解消するため、子ども手当の創設を必ず実現させる。

ひとり親家庭も安心の子育てを

経済状況の悪化等により、ひとり親家庭の中にはさらに厳しい状況に直面する家庭も出てきている。

民主党は、現行制度では児童扶養手当を支給されない父子家庭へも手当を支給するための「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」、

2009年4月から廃止された生活保護の母子加算を復活させるための「生活保護法の一部を改正する法律案」を171回通常国会に野党共同で提出した。両案は、参議院厚生労働委員会で審議され可決されたが、与党の非協力的態度により、衆議院で審議未了・廃案となった(詳細p.37)。

都内の保育所を視察

認可保育所への入所を待つ待機児童が2008年には4万人にのぼり、子どもたちが安心して育つことのできる環境の整備が遅れている。

子ども・男女共同参画調査会では、保育制度等のあり方検討チームを設置、2009年5月には、都内の「認可保育所」、「保育室(小規模な認可外保育施設)」、東京都独自の「認証保育所」、など形態の異なる3カ所の保育施設を訪問し、それぞれ個性ある保育環境や子どもの状況を視察し、施設の設置状況や補助金の仕組みなどの説明を受けた。

保育制度の充実にむけて

保育制度等のあり方検討チームでは、認可保育所への入所を待つ待機児童への対応、今後の保育のあり方などについて、有識者等からのヒアリングも重ね、議論を進めた。

待機児童が一向に減らない要因には、子どもの数が減っているにもかかわらず、ニーズが増加かつ多様化していることも挙げられる。

また、住む地域や家庭の状況などにより、保育に格差を生じさせることのないよう、個々のニーズに合わせた保育の量の確保とともに、子どもたちにとって質の良い保育の環境整備など



2009.5.21 東京都内の保育所を視察



2009.6.25 児童扶養手当法改正案を参議院厚生労働委員会で審議

の子育て支援を進めていく必要がある。

民主党は、2009年7月に「保育サービスについての考え方」を取りまとめた。保育所は子どもたちが長時間過ごす生活の場であり、保護者にとっては安心して子どもを預けられる場所ではなくてはならない。まず待機児童対策として、小・中学校の余裕教室や使用を止めた学校施設を利用した認可保育所の分園を増設するなど、チルドレン・ファーストで子どもたちにとってより良い保育が提供できる取り組みを進めていく。

性的虐待・搾取から子どもを守る

民主党は子どもたちを性的虐待や性的搾取から守るため、「児童買春・児童ポルノ処罰法の一部を改正する法律案」を171回通常国会で衆議院に提出した。

主な内容は、現行法ではあいまいな児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の新設、罰則の全般的引き上げと対象範囲の拡大、被害にあった子どもたちに対する保護規定の見直しやフォローアップ体制の確立である。

他人への提供を目的としない児童ポルノの入手・保有については、正当な理由なく、有償で、または2回以上の取得をした者に対して罰則を設けることにより、提供目的以外の児童ポルノ所持についても、実質的に処罰範囲に含まれることとしている。

民主党提出の改正案は、171回通常国会で、自民党・公明党が2008年の169回通常国会において提出した改正案とともに衆議院法務委員会で並行して審議された。その後、与野党実務者による協議が行われたが、麻生首相の解散宣

言により協議を打ち切り、両案は審議未了・廃案となった。

子ども・若者支援への取り組み

政府は、「青少年総合対策推進法案」を171回通常国会に提出した。その内容は、①青少年育成施策の総合的推進のための枠組み整備を行う基本法的部分②ニート、ひきこもり等自立に困難を有する青少年を支援するためのネットワーク整備——の2つが含まれていたが、どちらも不十分なものだった。

子ども・男女共同参画調査会は、内閣部門と連携して、政府案について有識者等からヒアリングを行い、議論を行った。その結果、政府案は「総合対策」と言いながら、ニート・ひきこもり対策のみに着目していること、子どもの権利条約の観点からの規定が不十分であることなど問題点が明らかとなった。

そこで民主党は、上記の内容と併せて、地方公共団体での支援の仕組みを実効性あるものにするため、与党と協議を行った。その結果、民主党の主張の大半を盛り込むことができたため、与野党共同修正案としてまとめ、法案名を「子ども・若者育成支援推進法」とした上で賛成、成立させた。

真の男女平等のための基盤づくり

男性・女性の固定的な役割分担を前提とせず、すべての人が安心して自分らしいライフスタイルの選択ができるように、「育児・介護休業法改正案」(詳細 p.25)、選択的夫婦別姓や嫡出推定制度に関する「民法改正案」に取り組んだ。

4 行政改革



2009.6.25 衆議院本会議で国家公務員法等改正案について質問

行政改革調査会では、公務員制度改革や天下り問題などをはじめとする行政改革の諸問題について、内閣部門や総務部門等と連携して議論を進めた。

政と官の関係の改革に向けて

民主党は、官僚が国会と内閣をコントロールする、いわば「官僚内閣制」から、国民の負託を受けた政治家が内閣を介して官僚をコントロールする、本来の意味での「議院内閣制」を実現する総合的な改革案である「霞が関改革・国家公務員制度等改革重点事項」（以下、重点事項）を2008年4月に取りまとめた。

2008年の169回通常国会には、政府から「国家公務員制度改革基本法案」（以下、基本法）が提出された。民主党は重点事項を法案に取り入れるべく、国会において論戦を交わすとともに、与野党で協議を行った。「幹部職」制度や労働基本権などの点で民主党主導により法案を修正することができたため、賛成し基本法が成立した。

行政改革調査会では、重点事項に示された①政治主導強化のための政治任用職（特別職）の拡充②内閣の一元管理の下に柔軟な人事を可能にする「新たな幹部職制度」の創設③天下りあっせんの禁止④労働基本権の回復——などについて、さらに議論を進めた。

国家公務員制度基本法の具体化

基本法に示された改革の具体化は、度重なる大臣交代など政府・与党が混迷する中、政府の「国家公務員制度改革推進本部事務局」の官僚が主導する形により作業が進められた。

行政改革調査会では、これらの状況を把握して議論を重ね、その問題点を指摘するとともに、基本法の修正の意図を反映するよう求めてきた。しかし、政府は、民主党の要求を受け入れずに171回通常国会に「国家公務員法等一部改正案」を提出した。その内容は、新たな「幹部職」制度の制度設計、内閣人事局の所掌事務の範囲、国家公務員の労働基本権等について重大な問題を含み、基本法の趣旨を骨抜きにするに等しいものとなっていた。

本法案は、6月に衆議院で審議入りしたものの、7月に衆議院が解散されたため廃案となったが、今後も民主党は、政治主導の確立のため、たゆまなく強力に取り組みを続けていく。

天下りの根絶に向けて

重点事項に基づき総合的な改革を進めるにあたっては、基本法に含まれていない課題も多い。

とりわけ民主党と与党で取り組みのスタンスが根本的に異なるのが、天下りの問題である。

政府は、民主党の追及に耐えかねて各府省による天下りあっせんの禁止を決定したが、官民人材交流センター、すなわち「天下りバンク」が既に稼動を開始してその機能を代替しており、さらには政府側があっせんを認めない水面下の天下りルートも確認されるなど、従来と全く何も変わらない実態が明らかになった。また、天下りを繰り返す「わたり」の問題についても、何ら解決は図られていない。

民主党は、政府による再就職あっせんの全面禁止が天下り根絶となると考えており、今後も、天下り根絶とその弊害除去にまい進する。

5 人権・消費者

171回通常国会では、消費者視点に立つ新たな行政組織の創設が焦点となった。人権・消費者調査会では、内閣部門など関係部門と連携して、政府の消費者庁設置関連3法案に対し、民主党議員立法「消費者権利院法案」および「消費者団体訴訟法案」を提案して国会審議に臨んだ。また、政府に対し国及び地方の消費生活相談員の処遇改善を求める申し入れを行った。

現場の声を国会審議に活かす

政府は170回臨時国会に「消費者庁関連3法案(①消費者庁設置法案②消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案③消費者安全法案)」を提出した。

これに対し、民主党は「消費者権利院法案」および「消費者団体訴訟法案」を策定し、171回通常国会で衆議院に提出した。政府案が、内閣の中に「消費者庁」を設置して消費者行政に取り組む内容なのに対し、民主党案は、各省庁から独立した「消費者権利院」を置き、消費者目線から行政を監視して是正するもの。さらに民主党案の特徴として、悪徳業者が違法に集めた利益をはく奪する制度の創設がある。こうし



2009.3.12 消費者権利院法案と消費者団体訴訟法案を衆議院に提出



2009.4.3 消費生活相談員の処遇改善を官房長官に申し入れ

た消費者被害の救済策は、政府案には盛り込まれていなかった。

民主党は、消費者団体や業界団体、弁護士や学識者、地域の消費者相談窓口で日夜奮闘する消費生活相談員の方々と、政府案の問題点や消費者行政の課題等について、連日意見交換を重ねた。そうした現場の方々の声を、衆参両院の消費者問題特別委員会における議論に大いに活かすことができた。

最終的に、政府3法案について画期的な与野党修正がなされ、全会一致で成立した(詳細p.37)。民主党提出の2法案は衆議院解散により審議未了・廃案となった。

消費生活相談員の処遇改善を申し入れ

171回通常国会の衆議院消費者問題特別委員会で、消費者相談の現場で対応する消費生活相談員の権限と待遇が極めて弱い状態にあることが判明した。消費者庁など新たな行政組織をつくっても、肝心の地域の相談体制が弱いままでは消費者行政の進展はあり得ない。

そこで民主党は、この問題を早急に改善し、相談員に適切な権限と処遇を付与すべきであるとして、2009年4月、河村官房長官および野田消費者行政推進担当大臣に対し、消費生活相談員の勤務条件や権限について財政面も含め抜本的措置を講ずるよう要請した。政府側は同感との認識を示しつつも、明確な対策を打ち出すことはなかった。

民主党は、この問題の解決も含め、今後とも消費者・生活者の視点からの行政、政治の実現に取り組んでいく。

6 総務

総務部門では、政府が地方の危機的状況に対する抜本的な対策を打ち出せないことや、日本郵政株式会社による「かんぽの宿」等一括譲渡をめぐる疑惑等を厳しく追及した。また、分権調査会、政治改革推進本部と連携して分権政策や政治資金改革・世襲制限案を取りまとめた。厚生労働部門・年金調査会と連携して年金記録問題等に関する社会保険庁等の取り組みを厳しく監視した(詳細 p.24、p.35)。

定額給付金はバラマキ

政府が平成20年度第2次補正予算案に盛り込んだ定額給付金は、経済対策としても生活支援としても不十分で選挙目当てのバラマキにすぎないものだった。民主党は総務委員会でもこの問題を厳しく指摘し、定額給付金を補正予算案から削除するよう求めた。政府は聞く耳をもたず、補正予算は原案通り成立した(詳細 p.5、p.38)。

「地方に1兆円」の「偽装」を追及

政府は、平成21年度予算関連法案として「地方税法等の一部を改正する法律案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。

地方税法等改正案は、道路特定財源の用途制限を削除するものであり、これをもって麻生首相は一般財源化を実現したと喧伝した。しかし、実際は道路族の圧力に屈し歳出構造にはほとんど手をつけず、道路とその関連事業に用途を限定した「地域活力基盤創造交付金」を創設し道路特定財源制度を実質的に温存した。しかも道路整備のためにかさ上げされてきた暫定税率を

維持した。

また、地方交付税法等改正案は、三位一体改革で疲弊した地方を立て直すには不十分であった。麻生首相は地域の活性化のため地方交付税を1兆円増額すると豪語したが、国税の減収が見込まれたため、地方交付税の実際の増額は4,141億円にとどまった。

政府提出の2法案は、衆議院で強行採決されたが、参議院では民主党の反対で否決された。しかし、与党は衆議院で再議決するという暴挙に出て成立させた。

基礎的自治体重視の地域主権確立

分権調査会は有識者等からのヒアリングを行った上で、2009年4月に最終報告書を取りまとめた。本報告では霞が関の組織と地方を支配する権限を解体し、地域主権を確立するまでの道筋を示した。

報告書の主な内容は、①住民に一番身近な基礎的自治体を重視し、生活に関わる行政サービスなど基礎的自治体に対応可能なすべての事務事業を国や都道府県から大幅に移譲する。移譲は基礎的自治体の能力や規模に応じて行い、人口30万人程度の自治体については政令市と同等レベルの事務権限を設定する②地方への事務事業の移譲により、国の役割を大幅に限定する。国の出先機関は原則廃止し、国と地方の二重行政を解消する③広域自治体については産業振興や災害対応、小規模な基礎的自治体に対応できない事務事業、広域調整など限定的な役割を担う。当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本とするが、役割が縮小した都道府県が合併することや広域連合を組むことは地方の自主性に委



2009.6.1 政治資金規正法改正案を衆議院に提出



2009.6.17 総務部門・分権調査会合同会議を開催

ねる。併せて、自主的な集約を前提とした「州」を将来的に創設することについても検討する④事業の必要性等に関わりなく、国が地方に一方的に負担を求める国直轄事業の地方負担金に対して批判が高まったことを受け、民主党の主張である同制度の廃止を再提示する——である。

企業・団体献金と世襲を絶つ

政治改革推進本部は総務部門と連携して、国民の政治不信の解消、世襲政治からの脱却を目指し、①企業・団体の献金およびパーティー券購入の全面禁止②国会議員関係政治団体の政治資金の引継ぎ制限——等を盛り込んだ「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」を取りまとめ、171回通常国会に提出した(詳細 p.38)。

郵政事業の抜本の見直し

170回臨時国会で民主党は国民新党と「郵政事業見直し検証委員会」を設置し、有識者等からのヒアリングを重ね、現在の郵政事業の問題点を精査した。日本郵政株式会社等の株式売却を一旦凍結して抜本的な見直しに取り組むため、168回臨時国会で参議院に提出し可決済みの「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」(社民党・国民新党と共同提出)の成立を図ったが、衆議院で与党の反対により否決された。

「かんぽの宿」一括譲渡に関する疑惑等を追及

2008年12月、日本郵政が実施しようとした「かんぽの宿」等事業の一括譲渡について、そのプロセスが不透明で、公正な取引ではないのではないかという疑惑が浮上した。民主党

は171回通常国会で社民党・国民新党とともに「『かんぽの宿』等疑惑追及プロジェクトチーム」を立ち上げて厳しく追及し、日本郵政に関連資料の開示を迫った。日本郵政の説明は二転三転し、審査基準が明確でないなど、譲渡先決定のずさんさが明らかになった。日本郵政は、日本郵政公社から承継した「かんぽの宿」等が国民共有の財産であるという認識を欠き、国民に説明責任を果たす意識が著しく低かった。

日本郵政をめぐるのは、障がい者郵便割引制度悪用や「ねんきん特別便」を含む郵便の未配達等、他にも不祥事が続出した。民主党は、郵政事業に対する信頼を大きく損ねた社長の経営責任は重大であると追及した。他方で、政府の側では日本郵政経営陣の経営責任追及をめぐる閣内不一致の様相を呈した。結局、麻生首相は「かんぽの宿」等一括譲渡に関する疑惑を晴らすことのないまま、社長の続投を容認した。

「公共サービス基本法」の制定

総務部門では国民のニーズに合った公共サービスの提供等、公共サービスが抱える課題に取り組んできた。

170回臨時国会以降、2008年6月に取りまとめた「公共サービス基本法案」を成立させることに力を注いだ。法案の内容は、①国民の「良質な公共サービス享受する権利」等の明確化②国・自治体は国民の意見を踏まえて公共サービスを不断に見直す——等である。与党との約1年にわたる粘り強い協議の末、171回通常国会で本法案は全会一致で成立した。

7 法務

法務部門では、最高裁違憲判決を受けた国籍法改正、入管法改正、取り調べ可視化法案の審議、冤罪防止、サービスの悪質な取り立て行為の規制など、さまざまな課題に取り組んだ。

民主党の要求で政府案を大幅修正

政府提出法案については、170回臨時国会で「国籍法の一部を改正する法律案」に賛成、171回通常国会では「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案」に賛成した。「出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案」は、民主党の要求により大幅に修正し成立した(詳細 p.39)。

最高裁違憲判決を受け国籍法を改正

2008年6月の最高裁判所の違憲判決を受け、国籍取得要件から父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したことを削除し、虚偽の届出について罰則を新設する等の「国籍法の一部を改正する法律案」を政府は170回臨時国会に提出した。最高裁判決に沿った内容であり、虚偽の国籍取得については刑法の公正証書原本不実記載罪との併合罪により最高7年6カ月の懲役または120万円以下の罰金が科されることから、偽装届出防止の徹底等を求める附帯決議を付し、民主党は賛成した。

外国政府等に対する民事裁判権を法整備

「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」を踏まえ、国内法整備を行う

「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案」を政府は171回通常国会に提出した。国際慣習法として実務で扱われてきた内容を明文化するもので、絶対主権免除主義をとる大審院判決を最高裁が2006年7月に制限免除の立場に変更した経緯にのっとった内容でもある。条約に準拠した内容であることから賛成した。

サービスの悪質な取り立ての規制

民主党は、サービスによる強引な債権回収が社会問題化していることから、①債権回収にあたって債務者の事業の継続・再建、生活の維持、保証人の資力等に留意すべきことを定める②保証人に対する債権譲渡等の通知義務を定める③取り立て行為に関する規制内容を貸金業法に準じて明示する④罰則を貸金業法にならい全体的に引き上げる⑤自主規制団体として債権管理回収業協会を置く⑥保証制度の見直しに関する検討規定を置く——等の柱からなるサービス法改正案を提出したが、未了・廃案となった。

冤罪防止に向けた取り組み

取り調べの全過程を録音・録画し可視化する「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(取り調べ可視化法案)を提出するなど冤罪防止の取り組みを民主党は一貫して行ってきた。169回通常国会に続き171回通常国会でも取り調べ可視化法案を参議院に再提出、可決した(詳細 p.39)。

2009年5月の再鑑定により、犯人の遺留物とDNAが一致しない事が判明し、再審決定を待たずに釈放された足利事件の元受刑者・菅利和氏とその主任弁護人からヒアリングを行っ



2009.4.27 地図PTが滋賀県住吉台の地図混乱地域を視察



2009.6.11 法務部門会議で足利事件の菅家さんからヒアリング

た。さらに、無実を一貫して主張し続けながら2008年に死刑が執行された飯塚事件についても主任弁護人からヒアリングを行った。

数々の議員立法を提出

民主党は、171回通常国会で「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」を衆議院に提出、与党案とともに審議入りしたが、審査未了・廃案となった。(詳細 p.11)。このほか、「民法の一部を改正する法律案」(選択的夫婦別姓等法案)は、衆議院で2006年の164回通常国会から継続審査となっていたが、171回通常国会で参議院にも提出した。「非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案」等の死因究明2法案は2006年の166回通常国会から継続審査となっていた。いずれも審議入りせずに未了(または審査未了)・廃案となった。

さまざまな課題への取り組み

「裁判員制度実施に向けた環境整備等の検証プロジェクトチーム」を設置、制度を円滑にスタートさせるため、①取り調べの可視化②裁判員への制裁の弾力的運用③裁判員日当の引き上げ——等、必要な法改正、見直すべき点を意見書として取りまとめ、法務大臣に申し入れた。

「難民・外国人の人権問題検討チーム」では、民主党が2003年に提出した「難民認定及び在留難民等の保護に関する法律案」について、自然災害を理由とする者の受け入れが明確でない等の課題に関しさらに検討を加えること等を中間報告としてまとめた。

「地籍調査・登記所備付地図整備の促進策に

関するプロジェクトチーム」を設置、国民の財産の保全や取引の阻害要因となっている地図混乱問題等を早期に解決するため、①筆界特定を職権で手続き開始できる制度の創設②重複する登記記録の職権抹消手続きの明確化——等を盛り込んだ提言を取りまとめた。

重無期刑の創設、公訴時効の見直し問題等を検討するために「刑罰のあり方検討プロジェクトチーム」を設置、関係団体、有識者などからヒアリングを重ねた。①国際的動向を踏まえて死刑制度廃止について積極的議論を進めること②30年間仮釈放を認めない相対的重無期刑の創設③仮釈放手続きの透明化・客観化、被疑者・被告人の防御権を保障した上で、検察の請求により裁判所が時効の中断を1回認める制度の創設——等を内容とする中間報告を取りまとめた。

これからの法曹人口、法曹養成制度について検討をするために「法曹人口のあり方と法曹養成制度の改善方策に関する検討プロジェクトチーム」を設置、有識者等からヒアリングを行った。法曹の質を維持しつつ、適正規模の法曹人口を確保するために必要な課題について整理し中間報告を取りまとめた。

「民法772条検討チーム」では、子ども・男女共同参画調査会と連携して、同条の嫡出推定制度について「宣誓認証制度」を利用し推定排除を認めるなどの案を検討し「戸籍のない子」の問題の解決に取り組んだ。

「死因究明小委員会」では、与党議連への民主党案の説明など、死因究明制度の導入に向けて引き続き積極的に取り組みを進めている。

8 外務防衛

外務防衛部門は、アフガニスタンで発生した邦人殺害事件など情勢の急激な悪化と、食料価格上昇や干ばつによる飢餓の危機を受けた緊急支援の実施、クラスター弾禁止条約の早期署名等について、政府に早急な取り組みを求めた。また、ガザ情勢やソマリア沖海賊対策について各国大使館と意見交換を重ねた。在沖縄米海兵隊のグアム移転協定は、国民の税金を投入することから経費負担の妥当性や、真に沖縄の負担軽減につながるのかといった政府の説明責任が果たされないため、反対した(詳細 p.40)。

インド洋の補給活動及び海賊対策への対応

政府は170回臨時国会の冒頭に「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を提出した。2009年1月の法の期限切れをにらみ、早々に延長を決定しようとするものであった。政府はアフガニスタンに調査団を派遣したが、詳細な報告書を提出しなかった。また補給件数が減少している等の指摘についても、従来の説明を繰り返すばかりで説明責任を全く果たそうとしなかったため、民主党は延長に反対した。民主党が168回臨時国会に提案し、参議院で可決されて衆議院に送られていた「国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案」(テロ根絶法案)も同時に審議されたが、否決され廃案となった。

一方、アフリカ・ソマリア沖で海賊被害が頻発し、日本人や日本関係船舶にも被害が生じた。民主党は、貿易立国であるわが国にとって、船舶の主要な航路帯における海上輸送等の安全を確保する重要性に鑑み、テロ根絶法案に、公海

における航行の自由確保のため国際社会の取り組みに積極的かつ主導的に寄与することを、政府に先駆けて規定した。なお、政府提出の海賊対処法案には、国会の関与等に関する修正協議が決裂したため、反対した(詳細 p.40)。

度重なる防衛省・自衛隊の不祥事

航空自衛隊のトップの地位にある航空幕僚長が、過去の侵略戦争を正当化する論文を発表して更迭された。立場をわきまえず私見を公にした前航空幕僚長の軽率な言動は言うに及ばず、事情聴取をしないまま定年退職とし、退職金を支払うこととなった防衛省の対応は極めて不十分と言わざるを得ない。また海上自衛隊において、特別警備隊訓練生が死亡する痛ましい事件が発生した。民主党は防衛省・自衛隊に内在する構造的な問題と受け止め、政府与党の責任を追及すると同時に、防衛省・自衛隊の根本的な改革と、隊員のメンタルヘルス対策など規律回復と士気向上のための取り組みを強く求めた。

ガザ情勢への対応

2008年6月にエジプトが仲介したイスラエルとハマスの停戦合意が半年で失効したため、ガザ地区をめぐる情勢が悪化し、イスラエル軍による空爆や地上部隊の侵攻、ガザ地区からのロケット攻撃によって多くの犠牲者が生じた。民主党はガザ情勢を憂慮して、駐日イスラエル大使、パレスチナ大使と個別に会談し、また部門会議においても、大使より情勢のヒアリングと意見交換を行った。民主党は両当事者に、あらゆる軍事活動を即時停止し、暴力による報復の連鎖を止めるよう訴えた。併せて日本政府



2008.12.16 アフガニスタン緊急支援を外相へ申し入れ



2009.1.20 駐日イスラエル大使と意見交換

に、ガザ地区に対する緊急人道支援を実施し、国連安保理の非常任理事国として、事態の沈静化と中東和平に向けて、国際社会への働きかけを強めるよう求めた。民主党は今後も、真の中東和平実現のため、イスラエルとパレスチナ間で早期に和平合意が達成されるよう、国連や米国をはじめ関係諸国とともに、両当事者に積極的に働きかけていく。

核廃絶への取り組み

2008年9月、原子力供給国グループの臨時総会が開かれ、米国が提案したインドとの原子力協定をめぐり、NPT(核不拡散条約)未加盟のインドに対する輸出規制の例外扱いが認められた。民主党は、NPT体制を形骸化させる懸念があるにもかかわらず、唯一の被爆国である日本政府が容認の立場に回ったのは大変遺憾であると表明した。

2009年4月、米国のオバマ大統領がプラハにおいて「核兵器のない世界」を追求する演説を行った。民主党は、全世界的な核兵器廃絶の機運の高まりをとらえ、衆参両院において「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案」を提案し、全会一致で決議された。

クラスター弾の禁止に向けて

民主党はクラスター弾による人道上的懸念を深刻に受け止め、クラスター弾を禁止する条約締結を目指すオスロ・プロセス発足に積極的に関与し、速やかに同条約を承認するよう政府に働きかけてきた。2008年12月にノルウェーで署名された条約の承認と国内規制法案に賛成し、成立させた。

北朝鮮問題

北朝鮮は2009年4月、弾道ミサイルを発射し、5月に再び地下核実験を強行、7月には短距離の弾道ミサイルを連射した。これらは、核実験や弾道ミサイル発射を実施しないよう求める国連安保理決議1718に違反する行動である。また6者協議における各国の努力を無にしたばかりでなく、国際社会に深刻な脅威を作り出す許し難い暴挙であり、断じて容認できない。民主党は北朝鮮による一連の挑発的な行動に抗議の意を表明し、独自の追加的措置を検討した。初の弾道ミサイル防衛システム実戦配備に際しては、情報確認・伝達体制などを含めて明らかになった問題を検証し、危機の事前回避と対応について万全を期すよう政府に求めた。また米国防務副長官、国防次官と会談して意見交換を行った。

国連安保理は6月、北朝鮮の核実験をもっとも強い表現で非難し、各国に追加的措置を求める決議1874を全会一致で採択した。民主党は、決議で要請された公海上の貨物検査実施には法整備が必要であることを認識し、党首討論で麻生総理に早期対応を迫ったが、政府は171回通常国会の会期末も近い7月7日になって「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」を提出した。参議院での問責決議可決により審議未了・廃案となったが、次の国会では、活動の法的性格や実効性の確保等につき、改めて審議した上で、速やかに成立を図っていく。

9 財務金融

財務金融部門は、世界的な金融・経済危機を受け、金融危機対策及び経済対策関連法案について重点的に議論を行った。

金融危機への対応

金融危機を受け、民主党は金融対策チームを設置し、2008年10月15日に流動性不足、信用収縮、金融システム、証券市場への対策等の「金融危機対応」、12月24日に「行動プラン」、2009年3月6日に「緊急資金繰り対策」を発表し、政府に迅速な危機対応を促した。

民主党の提案を受け、地域金融機関への公的資金投入を可能にする「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を政府は170回臨時国会に提出した。しかし、ビジネスモデルが破綻している農林中金及び新銀行東京までもが公的資金投入の対象に入っていた。民主党は、農中は国会議決を要件とし、新銀行は対象から除外することを衆議院で求めたが、与党が拒否したため、法案本体に反対した。中小企業融資円滑化の計画提出、公的資金を受ける系統金融機関明確化については政府与党が修正に応じたため、修正部分には賛成した。参議院では新銀行を対象外とする修正案を可決し、衆議院に送付したが、与党は反対し、衆議院の案を再議決し成立させた。

与党は、銀行等保有株式機構の株式買取りについて、2012年3月末まで延長し、事業法人から銀行株を機構に売却可能とする等の「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。経済・金融情勢に鑑み民主党は賛成する方

針であったが、平成20年度第2次補正予算案を与党が強行採決したため、衆議院本会議での採決時は退席した。参議院では賛成し可決、成立した。

政府は、金融分野の裁判外紛争解決制度創設、信用格付業者に登録制導入、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等の改正を行う「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。民主党は、消費者庁の関与、業態横断的・包括的紛争解決体制についての検討条項を追加する修正を行うとともに附帯決議を付し賛成、成立させた。

与党は、優先株、ETF等を銀行等保有株式機構の買取り対象に加える「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。国民負担への懸念、銀行の責任等に関し附帯決議を付した上で経済・金融情勢に鑑み民主党は賛成した。

与党は、政府保有株式の全部を処分する期限を延期する等の「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。金融・経済危機で危機対応時の政策金融の必要性が再確認されたが、政府の方針では平時におけるビジネスモデルが不明確なばかりでなく、危機対応時の権能も不明であった。そこで、①危機対応業務や政府の株式保有のあり方を含め政投銀の組織を見直す責務を政府に課す②見直しまでの間、政府は保有株式を処分しない——旨の修正を行い、賛成した。

税制改正過程の抜本改革

2008年12月24日、民主党税制調査会は「民主党税制抜本改革アクションプログラム－納税



2009.1.9 財投特例法修正案を衆議院に提出



2009.12.18 税制調査会総会を開催

者の立場で『公平・透明・納得』の改革プロセスを築く—』を取りまとめた。2007年の「民主党税制改革大綱」から検討を進め、①給付付き税額控除制度②相続税・贈与税③酒税・たばこ税④更正期間制限見直し⑤国税不服審判見直し—等について更新した。また、現在の政府与党の税制決定過程の不透明さを指摘し、民主党政権下では税制改正過程について、①従来の与党税調、政府税調の廃止②政治家がメンバーの新政府税調設置③地方税は地方6団体と対等の立場で協議④専門家委員会を新政府税調の下に設置⑤検討過程は原則公開⑥衆参両院に歳入全般の議論を行う常任委員会として「歳入委員会」を新設—等の改革を行うことを明記した。

社会保障番号検討プロジェクトチームを設置、税・社会保障共通の番号制度の検討を進めた。

定額給付金を阻止する法案を提出

定額給付金(詳細 p.38)を含む平成20年度第2次補正予算案の財源として財政投融资特別会計の準備金を取り崩し一般会計に繰り入れる「平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」を政府は171回通常国会に提出した。民主党は、衆議院で定額給付金を除く部分に見合う金額のみ繰入可能とする修正案を提出したが与党の反対で否決された。参議院には定額給付金の費用の繰入を認めない対案(「平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案」)を提出し可決したが、衆議院で与

党は審議すらせず、廃案にした。政府案は参議院で否決されたが、与党が衆議院で再議決し成立した。

税法への対応

麻生総理は消費税増税の道程を示すプログラム策定を企図した。ムダづかいを根絶せず増税のみを求める姿勢に世論が反発し、与党内は混乱に陥った。結局、2008年12月に「中期プログラム」を閣議決定したものの、その内容は曖昧模糊としたものとなった。この内容を附則に盛り込むほか、住宅ローン減税拡充等の改正を行う「所得税法等の一部を改正する法律案」を政府は171回通常国会に提出した。政府案には国民の理解を得られないものが多く、民主党は反対した。政府案は参議院では否決されたが、与党が衆議院で再議決し成立した。

政府は、平成21年度補正予算関連法案として、贈与税減税等を行う「租税特別措置法の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出したが、不況にあえぐ生活者、小企業向けの改正ではなかった。与党が強行採決したため、民主党は衆議院本会議採決時には退席した。参議院では反対、租特改正案は否決されたが、与党が衆議院で再議決し成立した。

民主党は、租税特別措置の適用実態調査等を行う「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」、オーナー課税を廃止する「法人税法の一部を改正する法律案」、中小企業の法人税率を軽減する「租税特別措置法の一部を改正する法律案」を参議院に提出して可決したが、衆議院で与党が協力せず廃案となった。

10 文部科学

文部科学部門では、171回通常国会に2007年参議院選挙のマニフェスト政策を法案化した「高校無償化法案」や「学校教育力の向上3法案」を提出した。これらの法案は、参議院で可決され衆議院に送付された。「高校無償化法案」は衆議院でも審議されたが、与党の協力を得られず審議未了・廃案となった。

民主党議員立法が参院で可決

民主党は、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（高校無償化法案）を169回通常国会に続き171回通常国会に提出した（詳細 p.41）。

さらに、①「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」②「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案」③「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」を「学校教育力の向上3法案」として参議院に提出した（詳細 p.42）。

上記法案は、いずれも参議院で可決され、衆議院に送付されたが、与党の非協力的態度により審議未了・廃案となった。

閣法を修正し民主党の意見を反映

民主党は、171回通常国会に提出された政府の5本の法案に対して、民主党の考え方を反映させるべく法案修正や附帯決議を付すなどの取

り組みを行った。

「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」は、文部科学省所管の独立行政法人の再編を行うものであった。しかし、国立国語研究所の業務が大学共同利用機関法人に移管される際、日本語教育に関わる研究機能は事実上廃止される可能性があり、今後の言語政策や、日本に住む外国人に対する日本語学習への影響が懸念された。民主党は、国立国語研究所の調査研究業務は大学共同利用機関法人でも維持・充実されることが必要と判断し、独自の修正案を提出した。政府案は修正され、成立した。

また、平成21年度補正予算関連法案として提出された「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案」は、経済対策として5年間にわたり集中的に研究者の支援を行うため、独立行政法人日本学術振興会に基金を設けるものであった。先端研究や若手研究者の育成は経済対策としての「臨時措置」ではなく、恒久的に国を挙げて取り組むべきものと考え、民主党は法案修正を求めた。政府案は与野党共同で修正され、成立した。

その他の政府提出の「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案」、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」、「著作権法の一部を改正する法律案」については、民主党は部門会議や委員会審議等で、課題・論点をただし、附帯決議を付した上で賛成した。



2009.3.25 高校無償化法案、学校教育力の向上3法案を参議院に提出



2009.4.23 文部科学部門会議を開催

PTA等の制度共済を議論

2005年に自公政権が保険と共済の本質的な違いを理解しないまま保険業法を改正したため、PTAや子ども会などの自主共済は、原則2008年4月から行うことができなくなった。そのため、PTAや子ども会は、共済事業を解散や廃業せざるを得なくなり、混乱が生じている。本来であれば、PTAや子ども会の他にも有意義な自主共済は数多くあることから、民主党が、かねてから提案している「保険業法改正案」を成立させることが、この問題を本質的に解決するものである(詳細 p.41)。

ただし、171回通常国会に与党から提出された「PTA・青少年教育団体共済法案」については、法的な根拠をもってPTAや子ども会の共済事業を実施できるようにするものであり、そのこと自体を否定するものではないため、制度確立に向けての検討を進めた。しかし、与党が文部科学委員会と財務金融委員会での連合審査を拒否したため、廃案となった。

スポーツ政策の充実

民主党は、文部科学部門内にスポーツ政策小委員会を設置して、スポーツ政策の充実に取り組んだ。スポーツ政策小委員会では、スポーツを「する」「観る」「支える」で捉えたスポーツ政策のブラッシュアップ作業や、超党派で検討が進められている「スポーツ基本法案」について議論した。また、『次の内閣』の下に設置されたスポーツ調査会では、JOC(日本オリンピック委員会)の会長をはじめ役員との懇談を行い、JOCの活動について意見交換を行った。今後とも地域や現場での自主的・主体的取り組

みを尊重したスポーツ政策の充実を図っていく。

2009年の171回通常国会で、衆参両院で行われた「第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」については、オリンピック精神に基づいたものにしていくことを前提に賛成した。

芸術文化の振興

民主党は、毎年定期的に芸術文化政策や税制改正要望事項などについて、芸術関係団体との意見交換を行っている。この中で、①多様な価値観を持つ人々と協力・協働できる、創造性豊かな人材を育成するためのコミュニケーション教育拠点の整備・充実②芸術文化による社会の活力と創造的な発展を促すための、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの実演芸術の創造、公演、普及、人材育成の促進——は必要不可欠との認識で一致した。今後とも日本の芸術文化の振興に取り組んでいく。

各種問題への取り組み

2008年の夏以降、大分県教委の教員採用等汚職事件、財団法人日本相撲協会の力士暴行死事件や大麻問題、財団法人日本漢字能力検定協会をめぐる問題が続発した。

民主党は、部門会議や国会審議を通じて監督官庁としての文部科学省の対応を厳しく質すなど、再発防止に向け積極的に取り組んだ。特に、相撲協会の問題については、協会内に設置された「再発防止検討委員会」の検討状況をヒアリングし、国技としての相撲のあり方について議論を深めた。

11 厚生労働

厚生労働部門では、2008年秋の金融危機以降、急速に悪化した雇用情勢に対する緊急対策、低所得者への対策の拡充を中心に取り組んだ。

「消された年金」問題に取り組む

2007年2月に5000万件の未統合記録が発覚して以来、民主党は記録問題を議題とする部門会議を定例化し、その開催回数は2009年7月の衆議院解散までに118回を数えた。会議を通じて明らかになったことは多く、その一つが年金記録の改ざん問題、いわゆる「消された年金」問題である。これは厚生年金の加入記録において不適正な標準報酬月額を引き下げ処理が行われていたり、加入期間の短縮処理が行われていたりしたものである。

政府は2008年9月に改ざんが疑われる記録は6.9万件と公表した。民主党は、記録を抽出する際の条件が不相当であり、実際にはさらに多いと指摘してきた。一方で、被害を一刻も早く補償すべきとの観点から、①6.9万件に該当する受給者を訪問調査すること②対象者の記録をより迅速に訂正すること③改ざんの手法について実態調査をすること——などを強く求め、政府に対応の改善を迫った。

政府は2007年12月から2008年10月までにすべての受給者・加入者に対して「ねんきん特別便」を送付した。しかし、体制の整備を怠ったため、記録が訂正されない、記録が訂正されても年金の支払いが1年後になるなど、対応の遅れに批判が高まった。また、保険料を納付した証拠のない方の記録訂正を行う「年金記録確認第三者委員会」は、結局何らかの証拠がなければ記録の訂正が認められないという実情が浮

き彫りになり、記録訂正の基準の見直しが求められるようになった。民主党は、これらの問題に関して議員立法を提出し、迅速な被害者補償を促した(詳細 p.35)。

緊急雇用対策関連法案を2回提出

2008年秋の金融危機の影響で、製造業等で急激な雇用調整が行われ、派遣労働者や期間工の解雇や契約の中途解除が横行した。派遣労働者が仕事と住まいを同時に失い、年末に行き場所がなく「派遣村」に集う姿が広く報道され、増え続けている非正規労働者の雇用の不安定さ、生活基盤のもろさが改めて浮き彫りとなった。こうした雇用危機に対し、政府の対応は遅く、不十分だったため、民主党は他の野党とともに170回臨時国会と171回通常国会に緊急雇用対策関連法案を提出した(詳細 p.34)。

子どもの「無保険」状態を救済

民主党が厚生労働省に要求した調査により、親が国民健康保険料を未払いのため「無保険」状態となっている中学生以下の子どもが全国で約3万3千人いることが判明した。こうした子どもを救済するため、民主党、社民党、国民新党は、保険料滞納世帯でも18歳以下の子どもには保険証を発行する国民健康保険法改正案を170回臨時国会で衆議院に提出した。与野党協議の結果、15歳までの子どもには、短期保険証を交付する法改正で合意し、野党案を撤回、衆議院厚生労働委員長提案として成立させた。

周産期医療の再建を提言

2008年10月に東京で救急搬送の収容が遅れ



2009.3.26 年金記録回復促進法案を参議院に提出



2009.3.6 雇用対策関連3法案を衆議院に提出

妊婦が死亡した事案を契機に周産期医療再建WTを設置、周産期医療の現場が抱える多様な問題を検証した。NICU(新生児集中治療室)増設、周産期母子医療センターの機能明確化・再分類・整備拡充、就業環境の改善、周産期情報システムや搬送先照会システムに係る人員拡充、医師・助産師・看護師の協働体制促進等を提言する報告書を12月に取りまとめた。

介護労働者の賃金引き上げを要求

政府は、2009年4月に介護報酬を3%引き上げたが、介護労働者の賃金を引き上げるには不十分であったため、野党4党で「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」(介護労働者賃金引き上げ法案)を参議院に提出したが、審議未了・廃案となった。(詳細 p.42)。

障がい者政策の抜本見直しを提案

障がい者政策プロジェクトチームでは、障害者権利条約の批准のための障害者基本法の見直し等の国内法整備、障がい者の「自己決定・自己選択」の原則が保障される障がい者福祉政策の再構築のための検討を進めた。障がい当事者が政策立案に参加する「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、障害者自立支援法に代わる障がい者総合福祉法の立案などを行う「障がい者制度改革推進法案」を取りまとめ、171回通常国会で参議院に提出したが、審議未了・廃案となった。また、「障がい者虐待の防止及び障がい者の介護者等に対する支援等に関する法律案」を野党3党で衆議院に提出したが、審議未了・廃案となった。

「育休切り」の防止策を要求

短時間勤務制度の義務付け等を柱とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を政府は171回通常国会に提出したが、育児休業を理由とした解雇等の不利益取扱いの防止策が欠けていた。民主党、社民党、国民新党は「育休切り」防止策として会社が育休期間と復帰後の労働条件を記載した書面交付の義務化等を盛り込んだ修正案を提出した。与野党協議の結果、施行期日を前倒しする条文修正、事業主が育児休業期間を明示する書面を交付する省令を新設することになり、民主党も賛成し、改正法が成立した。

新型インフルエンザ対策

2009年4月にメキシコで新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生、民主党は「新型インフルエンザ対策本部」を設置した。国内外での発生状況や政府の対応をヒアリングするとともに、感染者が発生した自治体の要望を受け、対策拡充を提案した。

肝炎医療助成法案を再提出

B型・C型ウイルス性肝炎医療費の自己負担上限が高すぎて治療を受けられない患者を支援するため、169回通常国会で廃案となった特定肝炎緊急措置法案を野党4党で衆議院に再提出した。与党提出の肝炎基本法案では、肝炎感染の国の責任を認めておらず、B型肝炎の治療が医療費助成の対象外となっていることから、修正協議を開始した。しかし、与党から野党案への歩み寄りがなく、与党案・野党案ともに廃案となった。

12 農林水産

農林水産部門は、農林漁業政策の全体像についてビジョンを取りまとめ、それを基に法案を提出するなど、精力的に活動を行った。

「農山漁村再生法案」を提出

2008年12月、民主党は「民主党農林水産政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン～農山漁村の再生に向けて」（以下、ビジョン）を取りまとめた。

ビジョンでは、食料自給率を10年後に50%、20年後に60%とするため、①戸別所得補償制度の創設②「品質」「安全・安心」「環境適合性」という消費者ニーズに適う生産体制への転換③多様な主体による生産から加工・販売までを取り込んだ「農山漁村の6次産業化」の実現——を主要対策と位置付けている。

農林漁業は、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的機能を有しているが、高齢化の進展、飼料・燃油等資源価格の高騰等により危機的状況にある。しかし、政府の政策は場当たりので農林漁業者の経営所得につながる直接的な支援になっていない等の問題がある。

そこでビジョンでは、「食料自給率の向上」と「多面的機能の発揮」のために戸別所得補償の導入を最大の柱に位置付けている。具体的には、①農業・畜産業は販売農業者に対して生産に要する経費と販売価格との差額を補てん②漁業は水産資源管理に資する操業を行う漁業者に対して生産に要する経費と漁業収入の差額を補てん③林業は適切な森林管理を行う者に対して費用相当額の直接支払——を行うこととしている。

民主党は、ビジョンの内容を法案化し、「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」を171回通常国会で衆議院に提出した（詳細 p.43）。

汚染米への対応等

民主党は、トレーサビリティの導入、食品安全行政の抜本的改革等を内容とする「食の安全・安心対策関連3法案」を2008年6月に提出した。また、2008年9月、事故米穀不正規流通問題を受け、汚染米等実態解明小委員会を設置、事実関係の解明と原因究明に取り組み、同年12月に「汚染米不正横流しの実態解明に関する報告」を取りまとめ、行政の不作为で構造的な不正流通システムが放置されたこと等を指摘した。

一方、政府は遅ればせながら、米及び米加工品にのみトレーサビリティを義務付けることとする「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案」を171回通常国会に提出した。民主党は、全食品へのトレーサビリティ導入の必要性等について審議を通じて主張し、「政府は全食品のトレーサビリティ導入等を検討する」旨の条文を追加する修正を行い、成立させた。

また、同法案を含めた米関連3法案について、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること等を内容とする附帯決議が衆参両院の農林水産委員会で付された。

2009年5月に消費者庁設置法案が成立したが、報告聴取・立入検査及び指示等の業務については、リスク管理機能を一元化した食品安全



2009.2.11 岩手県葛巻町の酪農業を視察



2009.6.19 築地市場を視察

庁を新設し、担わせるべきであり、さらにリスク評価機能を十全に果たせるよう食品安全委員会の組織体制の強化も不可欠である。よって、民主党は、引き続き「食の安全・安心対策関連3法案」の成立を目指していく。

同意人事案件への対応

2009年6月、食品安全委員会の委員の任命に関する人事案が国会にかけられた。この委員の候補者が座長を務めるプリオン専門調査会は、米国・カナダ産牛肉等に係るリスク評価について、両国のBSEリスクのデータに不明な点が多い等の理由で「科学的同等性を評価することは困難」と結論付け、リスク評価を事実上放棄した。この対応について、民主党はリスク評価のあるべき姿を理解しておらず、食品安全委員会の委員としての適格性に疑問があると判断、人事案に反対した。他の野党も同様の態度をとり、参議院で不同意となった。

農地制度の改革

政府は171回通常国会に「農地法等の一部を改正する法律案」を提出した。政府案は、「所有から利用へ」のスローガンの下、貸借による農地の権利取得を原則自由化するものだが、農地法の根幹である耕作者主義を放棄しており、企業等による将来的な所有権の取得解禁につながる懸念があった。そのため、法目的に耕作者主義の原則を取り戻すとともに、貸借の要件を追加する等、修正を行った上で法案を成立させた。また、改正法で重要な役割を担う農業委員会への必要な支援及び体制整備を図ること等を政府に求める附帯決議が付された。

緑の成長戦略などへの取り組み

民主党は農林水産部門を中心に緑の成長戦略調査会を設置、一次産業を含むわが国の産業・経済の現状を打開し、エネルギー・農林水産・環境分野に投資を集中し、革新的な経済産業構造への転換(グリーン・イノベーション)を実現する観点から、有識者・関係団体等から精力的にヒアリングを行い、取りまとめを行った。

ドーハラウンド交渉に関しては、農林漁業再生本部が中心となって、2008年12月10日、都内で「農林漁業・農山漁村の再生に向けた緊急集会」を開催した。集会には民主党を含む4野党、生産者団体および消費者団体が参加した。また、WTO検討小委員会を設置し、ウルグアイラウンドからドーハラウンドに至るまでの国際交渉、わが国が直面する課題等について、ヒアリング等を行った。このほか、捕鯨対策小委員会を中心に、「捕鯨に関する基本的見解」を取りまとめた。

超党派議員立法などへの取り組み

171回通常国会では、民主党は、衆議院農林水産委員長提案による2本の超党派議員立法の実現を主導し、直罰規定の新設などを図る「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」、バイオマス活用の推進に関して基本理念等を定めた「バイオマス活用推進基本法」を成立させた。

また、衆参両院の農林水産委員会で平成21年度畜産物価格等に関する決議を採択した。

13 経済産業

経済産業部門は、世界的な経済危機を受けて急激に悪化した景気の状態を把握するため、省庁・関係団体からのヒアリングや現地視察を積極的に行った。その上で対策を適宜取りまとめ、政府側に早急な取り組みを要請した。不況の影響による下請けいじめの増加や不公正な取引を防止するため「中小企業いじめ防止法案」を提出したほか、政府提出の「独占禁止法改正案」を成立させた（詳細 p.43）。

緊急経済対策の取り組み

わが国経済の基盤である中小企業が金融不安や需要縮小の中で苦況に追い込まれている状況を受けて、民主党が取りまとめた「経済・金融危機対策」に、特別信用保証制度の復活とセーフティネット融資の既往貸付の繰延返済、セーフティネット信用保証の対象業種を900業種（創業後3年以上）に拡大、政府系金融機関については中小企業事業主の個人保証撤廃、等の資金繰り支援策を盛り込んだ。

また、年末に向けた中小企業の資金繰り対策の状況を把握するため、東京都大田区と福島県福島市で現場視察を行った。

産業の再生・活性化を支援

政府は171回通常国会の冒頭に「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を提出した。事業者の資源生産性の向上、株式会社産業革新機構の設立等によるオープン・イノベーションの推進、第二会社方式による再生計画の認定制度創設等地域経済を支える中小企業の事業再生支援強化、中堅・大企業の資金繰り

対策として指定金融機関の出資に対する損失補填等、総花的な内容であり、特に一般企業に対して事実上の公的資金による資本注入を行う内容が盛り込まれたことは問題であった。民主党は、出資の要件の明確化、産業革新機構の態様、各種支援制度の周知徹底等について、政府の姿勢をただし、また民主党が提出した「産業活力再生特別措置法改正案」の内容を政府が策定する基本方針に盛り込むことについて、政府の答弁を確認した上で、賛成した（詳細 p.44）。

商工中金の完全民営化を見直す

171回通常国会の会期も半ばを過ぎた4月下旬、急遽与党は補正予算の関連法案として「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案」を提出した。その主な内容は、①危機対応準備金を創設して商工中金への政府出資を可能とする②政府保有株式をすべて処分する期限の起算点を延長し、危機対応業務のあり方と完全民営化時期を先延ばしする③法改正したばかりの産業活力再生特別措置法をさらに改正し、産業革新機構の借入金等に対する政府保証制度を創設、産業革新機構の予算は経済産業大臣の認可とする——であった。なお、21年度当初予算の400億円に加え、21年度補正では420億円を追加的に出資するとされた。民主党は経済危機により危機対応業務の必要性が再確認されたことから、政策金融改革の誤りを認め、完全民営化については先延ばしではなく見直しを行う修正を求めた。与党と協議の結果、①危機対応業務、株式の処分、商工中金に対する国の関与のあり方を見直す責



2008.12.15 福島県の中小企業の状況を視察



2009.4.3 中小企業再生・活性化等支援法案を参議院に提出

務を政府に課す②見直しまでの間、政府は保有株式を処分しない——旨の修正を行い、与党案を成立させた。

固定価格買取制度の導入に向けて

政府は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。固定価格買取制度を導入するとの経済産業大臣の予算委員会等での発言を受け、政府案には固定価格買取制度導入を盛り込んだとされたが、条文に何ら記載がなく、固定価格買取制度を導入するとしても制度設計その他はすべて政令に委ねられていた。行政の裁量で制度設計をいかようにもできることは大きな問題である。民主党は、太陽光発電に固定価格買取制度導入を明示的に法案に書き込む修正を求めて政府与党と協議し、修正案を成立させた。

また民主党は、地球温暖化対策本部の下に固定価格買取制度検討作業チームを設置、積極的に制度の検討を行い、考え方を取りまとめた。その内容は、①再生可能エネルギーによる発電量の全量を電力会社が一定の期間一定の価格で買い取る制度とし、国民の理解と電力の安定供給確保の観点から、導入量のコントロールが可能となるスキームとする②導入後一定期間は、計画的推進の観点から必要に応じて年毎に上限設定が可能とする③太陽光発電のほか、風力、小水力、バイオマス等の発電も対象とするが、具体的導入のあり方は、各国の動向も調査の上日本版買取制度を決定することとし、一定

期間経過後は実施状況を踏まえ必要に応じあり方を見直す④RPS制度は固定価格買取制度の実施状況を踏まえつつ将来的には廃止——等である。

先物取引の規制強化

政府は、原油価格高騰、商品先物市場の構造変化等を受け、商品取引市場のあり方を見直す「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。その主な内容は、①商品取引所法と海外先物法の本格一本化②金融商品取引所との相互乗入れ等による競争力強化と利便性の向上③取引所外取引を利用した相場操縦行為等への罰則整備④取引所外取引等への参入規制⑤利用者がプロかアマかで行為規制に強弱を付けるプロ・アマ規制導入⑥特にトラブルの多い取引分野で不招請勧誘禁止——等であった。消費者保護の観点から、特に一般個人に対する不招請勧誘は全面禁止にすべきとの意見が多数あり、①一般個人を相手とする取引について、ロス・カット契約によって元本以上の損失が発生しない仕組みとなっている取引所取引以外の不招請勧誘を禁止②被害が解消しない場合は、一般個人を相手とする取引全般について不招請勧誘を禁止——の二段階方式で行うことを政府に確認した上で賛成し成立させた。

また民主党は、先物商品取引の現状を把握するため、東京穀物商品取引所と東京工業品取引所を視察し、意見交換を行った。

14 国土交通

国土交通部門では、道路づくり、街づくり、住生活に関する政策を通じて、日本の将来像を訴えるため、道路政策小委員会、タクシー関連法案等検討小委員会、住宅政策小委員会、公共事業検討小委員会、総合交通ビジョン策定小委員会、公共工事作業報酬等確保法策定小委員会、中小建設業再生検討小委員会、奄美振興検討小委員会、関西三空港問題小委員会、下水道政策検討小委員会、新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチームなどを設置し、議論を積み重ねた。

道路特定財源問題等への取り組み

民主党はかねて道路特定財源の一般財源化を求めているが、政府はこれを追いかける形で171回通常国会に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。政府案は遅きに失していただけでなく、①新設される国交省所管の地域活力基盤創造交付金の大半が道路の経費に充てられる②暫定税率が維持される——など一般財源化を骨抜きにする内容だった。そこで民主党は道路整備事業にあたって、地域の実情をより反映し、効率性や透明性が確保されるよう修正を要求し、これが盛り込まれたことから法案に賛成した。

道路政策小委員会では、「民主党高速道路政策大綱～高速道路の無料化～」(中間報告)、道路行政の抜本改革に資する法制度の枠組みを取りまとめた。

運輸・交通政策の取りまとめ等

高速道路原則無料化、タクシー改革など、民

主党のこれまでの運輸・交通政策を踏まえ、これを発展させた「総合交通ビジョン」の骨子を取りまとめた。

国際貨物コンテナ輸送については、かねて「荷物が封印されていて、危険物などが積み込まれているか否か荷主以外にはわからない」という声が出されていた。この不安な状況を解消するため、必要な情報の伝達について定めた「国際貨物コンテナ運送における輸送の安全の確保に関する法律案」を策定した。

観光政策については、観光政策推進調査会が中心となって作成した「観光ビジョン」を踏まえ、今後も観光立国推進基本法や観光庁の運用について注視していく。

民主主導でタクシー関連法成立

タクシー関連法案等検討小委員会では、関係者との意見交換を重ね、競争激化・労働強化・事故増加などに直面するタクシー業界の現状を打開するための「タクシー改革ビジョン」(中間報告)を取りまとめた。小泉政権以降の規制緩和により、タクシーの台数は急激に増え、競争激化により、運転手の労働条件が著しく低下している。その結果、事故も増加し、利用者にとっての利便性や安全が確保されていない。加えて運賃が値上げされ、利用者や消費者の利益も損なわれていることから、民主党は他の野党とともに「道路運送法の一部を改正する法律案」「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案」(タクシー改革関連2法案)を171回通常国会で衆議院に提出した。

政府も「特定地域における一般乗用旅客自動



2009.2.4 奄美大島で奄美・小笠原特措法について意見交換会



2009.4.13 海上保安庁の巡視船「しきしま」を視察

車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案」を提出し、修正協議において野党案の趣旨が全面的に盛り込まれたことから、政府案が全会一致で成立した(詳細 p.44)。

「住宅ビジョン」を取りまとめ

住宅政策小委員会では、住宅ビジョンについて議論を進めた。170回臨時国会では政府提出の「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」が審議された。民主党が国産材の適切な利用の促進などについて修正を求め、これらが盛り込まれたことから政府案が全会一致で成立した。

171回通常国会では、「民主党住宅ビジョン～生活安心住宅プログラム～」を取りまとめた。住居をセーフティネットとして位置付ける画期的な内容で、長期優良住宅の普及促進、省エネ化、バリアフリー化、耐震化など、持続可能な安全かつ安心できる住生活の確保を提起した(詳細 p.45)。

中小建設業の再生

公共事業検討小委員会では、巨大公共事業計画によって翻弄されてきた地域・住民生活を再建させるため、地域が主体となって民主的手続で再生計画を策定し、国が財政的にそれを支援する法的枠組みを検討した。そして、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」(仮称)の原案を取りまとめ、パブリックコメントを行った。

公共工事作業報酬等確保法策定小委員会では、公共工事において、一定額以上の作業報酬を受け取る公共工事業者が適正な報酬の確保ができるよう「公共工事業者の適正な作業報

酬等の確保に関する法律案」を策定した。

中小建設業再生検討小委員会では、建設業界の置かれた厳しい状況を検証し、受注機会の確保の必要性などについて意見を集約した。

奄美を含めた離島対策を拡充

離島での揮発油税減免の公約を実現するため、民主党は離島振興調査会を設置し、離島関連予算の拡充などを働きかけた。

政府が171回通常国会に提出した「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」に対して、奄美振興検討小委員会は奄美群島への視察を踏まえ、附帯決議に「奄美路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずること」などを盛り込んだ。法案は全会一致で成立した。

関連部門との連携

政府が171回通常国会に提出した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」(海賊対処法案、詳細 p.40)については、外務防衛・内閣・国土交通部門合同会議において対応を協議したが、国土交通部門では海保巡視船「しきしま」等への視察を行った。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法による北朝鮮籍船の船舶の入港の禁止措置については、170回臨時国会、171回通常国会において、拉致問題対策本部・外務防衛・経済産業・国土交通部門合同会議で対応を協議したが、民主党も賛成して禁止措置の延長が承認された。

15 環境

環境部門では、地球温暖化対策、水俣病被害者救済策、廃棄物・ゴミ対策、土壌汚染対策などの議員立法の提出を通じて、政府与党との違いをアピールした。超党派で提出した議員立法についても、民主党の主張を盛り込んだ内容を成立させた。

地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化対策本部と連携し、171回通常国会に参議院に提出した「地球温暖化対策基本法案」は、国際協調を進めつつ、経済成長と豊かなライフスタイルを実現するとともに、地球環境・生態系の破壊を食い止めるために、①1990年比で「2020年までに25%の削減」「2050年までのできるだけ早い時期に60%超削減」という中長期削減目標の具体的数値②国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の導入③新エネルギーの利用促進——等を明記したものであった(詳細 p.45)。169回通常国会で提出した法案に、昨今の経済情勢・国際情勢の変化を踏まえ、技術開発や市場創出を通じた雇用拡大・経済成長の実現を明記するなどの修正を行ったものであった。

地球温暖化対策本部の固定価格買取制度検討作業チームでは中間報告を取りまとめ、全量買い取り方式による全種類の再生可能エネルギーの固定価格買取を行う方向を確認した。

水俣病被害者救済法が成立

水俣病対策作業チームは、すべての水俣病被害者の救済を目指し、被害者団体、弁護団、有識者との意見交換や、水俣市、新潟県の視察を行った。

171回通常国会で参議院に提出した「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」は、提訴した被害者とそれ以外の被害者とを差別することなく、被害者すべてを幅広く、手厚く救済するものである。国の発生拡大責任を確定した2004年10月の最高裁判決を尊重し、対象となる水俣病被害者の認定基準について主治医の判断を尊重すべきことも明記し、給付金支給額は300万円とした。救済内容は①一時金②医療費③療養手当——の三本柱から成っていた。被害の全容を明らかにするための実態調査、研究等も盛り込み、その結果を踏まえ潜在患者に対しても必要な措置を講じる内容となっていた。

一方、与党は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」を171回通常国会で衆議院に提出した。与党案は最終解決とは程遠い内容であったが、一刻も早く被害者救済を実現するため、民主党は与党と協議を行った。①地域指定等の解除に関する条項の削除②対象とする症状の拡大③チッソ分社化に対する歯止め措置④法案名、法案の規定の「最終解決」という文言を「解決」に変更——などで合意し、衆議院環境委員長提案として、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。法の厳正な執行も含め、今後とも水俣病被害者の全面的な救済に取り組んでいく。

廃棄物・ゴミ対策で議員立法成立

廃棄物・リサイクル対策小委員会では、不法投棄問題に関する現地視察を行い、関係者と懇談を行った結果、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限を



2009.3.30 三重県の産業廃棄物処分場を視察



2009.4.28 水俣病被害者と意見交換

さらに延長する必要があると判断した。現行の特措法は10年の時限立法で、4年弱を残すだけとなっている。そこで、法律の期限を「平成35年3月31日」に改めて10年間延長する同法改正案を171回通常国会に衆議院に提出したが、審査未了・廃案となった。

海岸に漂流漂着した流木やプラスチックなどのゴミ処理について、責任の所在等が問題となっている。海岸の美しい景観や環境を保全し、海岸漂着物の回収や処理が地元自治体の負担だけで行われることのないよう「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案」が171回通常国会に衆議院環境委員長提案として提出され、成立した。これは与野党間で議員立法に向けて協議が行われたもので、民主党は回収陸揚げゴミも含めた対象範囲の拡大や、実効性の担保、見直し規定の創設などを求め、主張通り実現させた。

土壌汚染対策への対応

民主党が168回臨時国会で参議院に提出した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」は169回通常国会で可決され、衆議院に送付されたが、171回通常国会においてもなお継続審議となっていた。この法案提出の契機は、有害物質を使用していた工場跡地に、全国各地に流通する生鮮食品を扱う卸売市場を移転する計画が持ち上がり、食の安全確保について国民の注目が集まったことであった。しかも、土壌汚染対策法の施行前に使用が既に廃止されている土地を再利用する際には、法で定める調査の対象外となる問題が明らかとなり、民主党案は①調査

義務の対象外の土地であっても、卸売市場や学校、公園など安全性の確保が重要な公共施設等に利用する場合には、都道府県知事への届出を義務付ける②当該土地を土壌汚染状況調査義務の対象とする——等を規定した。

これに対して政府は171回通常国会により「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」を提出したが、民主党案とは大きな隔りがあった。修正協議の結果、政府案について①改正後の区域の略称を変更し、土地形質変更時の届出や盛土などの対策が必要であることを明示する②都道府県知事に対し、公園等の公共施設もしくは学校、卸売市場など公益的施設等を設置する場合、当該土地が特定有害物質で汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当しているかどうか把握する努力義務規定を課す③改正法の施行日を早める——ことが修正案に盛り込まれ、全会一致で成立した。

総合的な化学物質対策に向けて

化学物質対策プロジェクトチームは、政府が縦割りで隙間だらけの法体系を維持し、人の命や健康、生態系への影響を抑える観点から極めて不十分な対応を踏襲してきたことを問題視し、化学物質政策の基本理念を明らかにして、製造から廃棄までの全体を予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の構築に向けて検討を進めた。

水政策プロジェクトチームは、省庁縦割りの水管理のあり方、水不足が深刻な国への援助等について議論を進めた。

1 ▶▶ 雇用関連法案

求職者支援法案でセーフティネットを拡充

雇用の原則は無期雇用と直接雇用

2008年9月以降の世界経済の急激な悪化を受け、契約の中途解除に伴う解雇・雇止めなどいわゆる「派遣切り」が頻発し、多くの派遣労働者が職を追われ、住居を失った。非正規労働者が公正なルールの下で働いていない実態や、雇用のセーフティネットの貧弱さが明らかとなった。

貧困と格差の問題が深刻化する中、民主党は「雇用は無期雇用が基本原則であり有期雇用は例外である」「雇用は直接雇用が基本原則であり労働者派遣のように雇い主と使用者が分離する間接雇用は例外である」ことを打ち出した。

有期雇用について、民主党は170回臨時国会で、締結できる事由を限定することを定めた「期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法改正案」を社民党、国民新党とともに、参議院に提出した。同時に労働契約終了後の生活が一定期間安定し、再就職に向けた選択肢が増えるよう、セーフティネット強化策として、①派遣労働者を含めすべての労働者が雇用保険に加入すること②住まいと仕事の確保のための生活支援策——を含む「雇用保険法改正案」、雇用保険に加入していない派遣労働者なども雇用調整助成金の対象にする「派遣労働者等の解雇防止の特別措置法案」を提出した。頻発する内定取消しを規制する「内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案」も提出した。いずれも参議院で可決したが、衆議院で否決された。

171回通常国会では、雇用保険法改正案、内定取消規制法案に加え、雇用保険と生活保護の

間に新たなセーフティネットを設ける「求職者支援法案」を衆議院に提出した。職業訓練を条件に生活支援を給付し、産業構造の転換にあわせ、新しい能力や技能を身に付け、失業者が新たな職に就ける仕組みを提案した。求職者支援法案と内定取消規制法案について、与党は審議に応じたものの採決をせず、審議未了・廃案となった。政府提出の雇用保険法改正案は修正の上賛成し、成立した。

安心して働ける派遣法改正を

偽装請負・違法派遣が頻発し、日雇い派遣が社会問題化する中、労働者派遣の問題が浮上した。民主党は派遣労働者が公正なルールの下、安心して働くことができるよう、2007年秋から議論を重ね、171回通常国会で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」を社民党、国民新党とともに衆議院に提出した。主な内容は①労働契約が2ヵ月以下の労働者派遣禁止②違法派遣の場合は派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できるみなし規定を創設③派遣労働者と派遣先社員との均等待遇原則——である。なお、野党3党による協議の結果、①専門業務を除き製造業派遣を原則禁止②一般労働者派遣事業について26専門業務以外は常用雇用のみ——等も盛り込まれた。

厳しい雇用失業情勢が続く中、民主党は経済情勢を見据え、一歩でも二歩でも着実に問題を改善させる現実的な対応を進めていく。

2 ▶▶ 年金記録問題

「消えた年金」問題に着実に取り組む

「年金遅延加算金法案」が成立

漏れていた年金記録が見つかり、記録が訂正されても、正しく年金が支払われなければ意味がない。しかし、「ねんきん特別便」を送ることしか念頭になかった政府は、迅速に年金を支払うための事務処理体制を築けず、年金の支払いが1年後になるといった事態を引き起こした。その上、遅れて支払われる年金に利息等はなく、年金の経済価値が損なわれており、国民が保険料を滞納すれば延滞利息が付されるのに対し理不尽であるとの批判が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、民主党は、物価上昇率程度の加算金を付すことによって経済価値の回復を図る「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案」（年金遅延加算金法案）を171回通常国会で衆議院に提出した。与党は当初、事務が煩雑になるとして難色を示したが、年金問題で追及されることを嫌って賛同し、委員長提出法案として可決、成立した。

「年金記録回復促進法案」を可決

保険料を納めたにもかかわらず証拠がなく、記録漏れとなっている方の記録を訂正するため、2007年6月、総務省に「年金記録確認第三者委員会」が設置された。当初は、申立人の申立てを十分に汲み取って記録を訂正するとしていたが、設置から2年を経て、結局何らかの証拠がなければ記録は訂正されないという実情が明らかになった。

民主党は、国が可能な限りの情報収集を行っ

た上で証拠がない場合においても申立てが認められる「厚生年金保険の保険給付及び保険料の方法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」（年金記録回復促進法案）を171回通常国会で参議院に提出した。与党は、法案の趣旨には賛同すると言いながら、虚偽の申立てまでを認めることにつながるなどとして、結局反対に回った。そのため、民主や他の野党の賛成多数で参議院は可決したが、衆議院では審議が行われないまま廃案となった。民主党は、わずかな虚偽の申立てを認めることをおそれて、大勢の真の被害者が補償されないことのほうが問題であるとの認識から、引き続き同法案の成立を目指していく。

基礎年金国庫負担引き上げに反対

自公政権は現行の年金制度を「100年安心」と言い続けてきた。その根拠は、将来にわたって所得代替率50%を維持できるというものであった。しかし、この試算は実態と乖離した高い賃金上昇率や運用利回り等を前提にして作られたものであり、現行の年金制度が既に破綻を来していることは誰の目にも明らかであった。ところが、自公政権は制度改革を置き去りにしたまま、財源の確保もなしに埋蔵金で基礎年金の国庫負担割合を引き上げる「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を171回通常国会に提出した。民主党は、年金制度改革なしに税金の投入額だけを増やしても国民の年金制度に対する理解・信頼は得られないとして反対し、政府案は参議院では否決されたが、与党が衆議院で再議決し成立した。

3 ▶▶ 銃刀法等改正

銃器による犯罪の撲滅に向けて

民主党に半年遅れで政府も法案提出

民主党は、長崎県佐世保市のスポーツクラブで発生した散弾銃乱射事件等をきっかけとして、ストーカーやドメスティック・バイオレンスなど他人に対して迷惑行為を及ぼす者等について安易に銃の所持を許可しないよう、合法銃の所持許可要件の厳格化を主な内容とする「銃砲刀類所持等取締法及び火薬類取締法一部改正案」を2008年の169回通常国会で参議院に提出していた。

それに対し政府は、民主党の動きに約半年ほど遅れて「銃砲刀類所持等取締法一部改正案」を取りまとめ、170回臨時国会で衆議院に提出した。

与野党修正協議により法案が成立

政府案は、民主党案を参考にして作成されたこともあり、合法銃の所持許可要件を厳格化する趣旨は民主党案と共通するものであった。しかし、①許可申請時における医師診断書の添付義務付け②実包(弾)等の所持状況に係る帳簿の検査③インターネットなどを利用した通信販売における本人確認の強化——等については規定がなく、民主党案と比較して不十分な内容のものであった。

そのため与野党で協議を行ったところ、民主党案の内容に沿った形で政府案を補強する必要があるとの合意に達したため、上記の点を修正した上で、政府案が成立した。

民主党は今後も、平穏な生活の脅威となる銃器犯罪を防止するため、総合的な銃器犯罪対策を推し進めていく。

4 ▶▶ 公文書管理法

「国民主権」「知る権利」の確立に向けて

文書管理の不備が次々と明らかに

持ち主のわからない「宙に浮いた年金記録」問題や、インド洋での補給活動を行っていた自衛艦の航海日誌が破棄された事例、血液製剤によるC型肝炎患者の記録ファイルの放置事例など、行政における文書管理体制の不備が次々と明らかになっている。

公文書は行政活動の実態をあらわす貴重な記録であり、これを適切に作成・管理・保管・利用することは、憲法における国民主権の理念に鑑みて、民主主義の根幹をなすといえるものもある。政府は、公文書の管理について定めた「公文書等の管理に関する法律案」を171回通常国会に提出したが、これは行政機関の長の判断で公文書の廃棄ができる等、官僚にとって都合の良い不十分な内容のものであった。

公文書を管理・保存

民主党は、公文書の適切な作成・管理・保管・利用の体制を整備することは、民主主義国家における行政活動に必要な不可欠であるとの観点から、政府案について修正すべき項目を整理して、与党との協議にあたった。

その結果、①公文書は国民共有の知的資源であり、国民が主体的に利用できるものである旨を目的規定に追加する②法令の制定や改廃に関する経過など、行政が作成すべき公文書を例示する③行政文書ファイル等を廃棄する場合においては、行政機関の長だけでなく、内閣総理大臣の同意を必要とする——等について修正することに合意したため、政府案が成立した。

5 ▶▶ 生活保護法改正案等

ひとり親家庭も安心の子育てを

生活保護の母子加算復活

生活保護を受けるひとり親世帯に対する母子加算(父子家庭も対象)が2005年度から段階的に削減され、2009年4月に完全に廃止された。母子加算は、生活扶助本体だけでは生活が厳しいひとり親家庭に対して給付するもので、この加算があつてこそ最低生活が保障される「マイナスの穴埋め」ともいわれている。母子加算廃止の結果、高校進学や修学旅行をあきらめざるを得ないなど、深刻な事態を招いている。

民主党は、ひとり親家庭の子どもが安心して暮らせるよう、母子加算を復活させるため、171回通常国会に「生活保護法の一部を改正する法律案」を4野党共同で提出した。

父子家庭にも児童扶養手当を

近年の規制緩和の流れを背景とした非正規雇用の増加と経済情勢の急激な悪化などに伴い、生活に困窮する父子家庭が増加している。

しかし現行の児童扶養手当は、母子家庭のみが対象で、同じひとり親家庭でも父子家庭は対象外となっており、当事者のみならず、民主党の調査では、多くの自治体からも父子家庭への経済的支援の要望があつた。

そこで民主党は、171回通常国会に「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」を社民党、国民新党との共同で提出した。

上記2法案は、参議院で可決されたが、自民・公明両党は審議を拒否して退席し、ひとり親家庭の切なる願いに対する認識不足を露呈した。衆議院では審議すらせず、廃案となった。

6 ▶▶ 消費者庁・消費者委員会設置法等

国民目線の消費者行政へ

政府は170回臨時国会に「消費者庁設置法案」「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」「消費者安全法案」を提出した。内容は、従来の縦割り・業者寄り行政を転換し、消費者行政の司令塔役として消費者庁を設置して消費者問題に一元的に取り組む体制整備や、縦割り行政の狭間に抜け落ちる、いわゆるすき間事案への対応等である。

民主党は171回通常国会に「消費者権利院法案」「消費者団体訴訟法案」を提案し、政府案との並行審議に臨んだ(詳細 p.13)。

画期的な修正を主導

消費者の目線に立つ新たな行政組織の設置は、消費者団体や法曹界、現場で奮闘する消費生活相談員など多くの方々が求めていた。そこで、民主党はじめ与野党は政府案の修正協議に臨み、①消費者の権利と消費者政策担当大臣の権限を明記②消費者庁の下部組織の消費者政策委員会を「消費者委員会」に改めた上で消費者庁と同等の立場に位置付け、独立して監視・権限行使する——等、画期的な内容で合意した。政府3法案は修正され、全会一致で成立した。

しかしながら、衆院で23項目、参院で34項目もの膨大な附帯決議が示す通り、多くの課題も残された。今後、消費者被害の過半を占める財産被害の救済策、悪徳業者らが集めた違法収益をばく奪する仕組みの創設が必要である。何より、地域の消費生活相談現場の人材養成と財政支援が最重要課題である。民主党は、消費者行政の充実強化のため今後とも取り組む。

7 ▶▶ 政治資金規正法等 改正案

企業献金禁止と世襲 制限を断行

企業献金と世襲の弊害に切り込む

企業・団体献金は、これまでに幾度となく国民の政治不信を招いてきた。民主党は171回通常国会において国民の政治不信を根本的に解消すべく、政治資金規正法を改正し、その3年後に企業・団体の献金およびパーティー券購入を全面禁止する方針を打ち出した。これに加えて、当面の措置として公共事業受注企業等の献金等を禁止すること、個人献金の普及促進のために年間千円から5万円までの個人献金全額を税額控除の対象とすることなどを決定した。

また、民主党は政治を停滞させる原因となっている世襲を制限するため、現職国会議員の3親等内の親族が同一選挙区から連続して立候補する場合、党のルールにより公認しないこととし、国会議員が3親等内の親族等に自らの政治団体やその団体が持つ政治資金を引き継ぐことについては法律で禁止することとした。

民主党は、これらの改革案を盛り込んだ「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」を2009年6月に衆議院に提出し、政治改革をリードした。

政治改革に後ろ向きの自民党

一方で自民党は、党改革実行本部の答申の中で公募等の手続さえ踏めば世襲候補であっても公認できるという世襲制限とは程遠い案を示し、企業・団体献金については結論を先送りするとした。世襲議員と企業献金に依存しきっている自民党には、それらを断ち切れないことが浮き彫りとなった。7月8日に審議入りしたものの、衆議院の解散により、民主党案は廃案となった。

8 ▶▶ 定額給付金

理念なきバラマキに 断固反対

政府が平成20年度第2次補正予算案に盛り込んだ定額給付金は、1人当たり1万2千円を一度きり支給するのみで、生活支援として期待できないものだった。その上、定住場所がなく住民票を持たない方など、支援が必要な人でも受け取れない場合があるなど、制度上の欠陥もあった。さらに、GDPの約0.4%に上る2兆円の「埋蔵金」を取り崩して実施するにもかかわらず、その多くが貯蓄等に回ってしまい消費につながらないため、内閣府の試算でも経済押し上げ効果がGDPの約0.15%（約7500億円）にとどまり、経済対策としても期待できず、選挙向けのバラマキとしか言いようがない愚策であった。

迷走の末に丸投げ、国民も批判

麻生首相は「全世帯に実施」や「高額所得者には辞退していただく」等、ぶれた発言を繰り返し、定額給付金の目的さえ明確に説明できなかった。その挙句、所得制限も含め、繁雑な給付事務を自治体に丸投げする無責任ぶりを露呈した。国民の7割以上が定額給付金に否定的なことも世論調査で明らかとなった。

民主党は定額給付金を平成20年度第2次補正予算案から切り離すことを求めたが、政府与党は聞き入れず、予算は成立した。補正予算の財源確保のための政府案の審議が残っていたため、参議院には定額給付金の費用の繰入を認めない対案を提出した。しかし、与党は政府案を衆議院で再議決して成立させ、定額給付金事業は正式に開始されることとなった（詳細 p.5、p.21）。なお、民主党は所属国会議員が定額給付金を受け取らない方針を決定した。

9 ▶▶ 入管法・入管特例法 改正案

外国人への管理・監視 強化に歯止めをかける

政府は「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案」を171回通常国会に提出した。外国人登録法を廃止して法務省が外国人の在留管理に必要な情報を直接把握する新たな在留管理制度を導入することを主な内容とするものである。住民基本台帳法改正で整備される外国人の住民票制度と併せ、外国人の利便性の向上の観点から評価しうる側面もあるが、外国人への管理強化であるとする批判も強いことから、与党との修正協議を粘り強く進めた。

11 項目にわたる修正で与野党合意

協議の結果、①特別永住者について同証明書・旅券の常時携帯義務と過料の規定を削除する②民間業者による個人情報のデータベース化を防ぐため在留カード番号をカード更新の際に変更する③外国人所属機関の受け入れ状況の届出義務を努力義務に変更する④在留管理に必要な範囲を超えて在留者に関する情報を取得・保有してはならないとする留意規定を設ける⑤在留資格取消し規定につき日本人の配偶者からDV被害を受け別居している者等に配慮し修正する⑥団体監理型の技能実習につき団体の責任を明記する⑦現に日本に在留する外国人で在留カード交付対象とならない者について在留特別許可の運用の透明性向上等によりその出頭を促進する⑧永住者のうち特にわが国への定着性の高い者につき歴史的背景を踏まえつつ在留管理のあり方を検討する——等の修正を行い可決、成立した。

10 ▶▶ 取り調べ可視化 法案

取り調べ全過程を録画・ 録音し冤罪を防止

密室で行われる取り調べは自白の強要など冤罪を生む温床となっており、最近も富山氷見事件、志布志事件、足利事件など冤罪が次々に明らかになっている。また、わが国では自白の任意性・信用性がしばしば刑事裁判を長期化させる大きな争点となっている。裁判員制度が実施される中で、迅速かつ公正な裁判を実現する担保としても取り調べの全過程を録画・録音する可視化が急務となっている。民主党は「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(取り調べ可視化法案)を168回臨時国会に続き171回通常国会で参議院に提出し再び可決されたが、与党が衆議院での審議入りを拒み続け廃案となった。

全証拠のリスト開示も義務付け

法案の主な内容は、①取り調べの際は被疑者の供述、取り調べの状況のすべてについて映像・音声を記録し、記録媒体は取り調べ終了時に被疑者の面前で封印しなければならない②録音・録画義務に違反して行われた取り調べでなされた自白を内容とする供述調書等は裁判で証拠とすることができない③検察官は保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない④録音・録画は、法律公布後1年6カ月以内にまず死刑・無期・長期3年以上の犯罪の被疑者の取り調べ(麻薬取締官や船長など特別司法警察職員の取り調べは除外)について実施、同3年以内にすべての犯罪の被疑者の取り調べ(特別司法警察職員の取り調べも含む)について実施する。証拠リストの開示は法律公布後6カ月以内に実施する——である。

11 ▶▶ 在沖縄海兵隊 グアム移転協定

情報開示と説明責任 を求める

政府は「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族を沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本政府とアメリカ合衆国との間の協定」（在沖縄海兵隊グアム移転協定）を171回通常国会に提出した。その主な内容は、①在沖縄海兵隊要員8千人とその家族9千人のグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドルを上限として資金の提供を行う②米政府は資金拠出を含む移転のための必要な措置をとる③移転はロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けて日本政府による具体的な進展にかかっている——等であった。

沖縄の負担軽減がグアム移転の大きな目的であるにもかかわらず、①移転と普天間飛行場の代替施設の完成がワンパッケージとされている②常駐する海兵隊が移転前と後でどの程度削減されるのか不透明③負担上限28億ドルとしている積算根拠が不透明——という問題について、政府は説明責任を全く果たさなかった。協定は衆議院では可決され、参議院では民主党の反対で否決されたが、憲法61条の規定に基づき衆議院の議決が国会の議決となり、成立した。

米軍関連予算の執行に不断の検証を

民主党は、日米同盟はわが国の安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎と位置付けている。北朝鮮の核・ミサイル開発問題など東アジアの安全保障環境の変化を踏まえ、米軍の世界戦略を見据えながら、在日米軍基地のあり方を見直し、米軍関連予算の執行については不断の検証を行っていく。

12 ▶▶ 海賊対処法案

自衛隊の派遣に事前 承認を求める

近年急増したソマリア沖アデン湾の海賊については、累次の国連安保理決議によって各国に積極的な取り組みが要請され、日本人や日本関係船舶も被害に遭う等、わが国としても早急な対策が求められていた。しかし政府が、自衛隊の派遣ありきで海上保安庁では対応が困難なのかといった検討を先送りにしたまま、わが国周辺海域を想定し、かつ恒常的活動ではない「海上警備行動」を根拠として、海上自衛隊を派遣したことには疑念を抱かざるを得なかった。

国会関与に基づく枠組み作りを

政府は海上警備行動発令と同時に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」（海賊対処法案）を171回通常国会に提出した。民主党は、わが国における海賊対策は一義的に海上保安庁の責務であり、海上保安庁のみでは対応が困難な場合にはシビリアン・コントロールを徹底する見地から国会の関与等を前提に自衛隊派遣も認めるとの方針を固め、与党との修正協議に臨んだ。①海賊対処本部を設置、わが国が持つ海賊対策のノウハウを一元的に集約し機動的に活動を行う②海上保安庁が主体的に取り組むことを明示するため、対応困難な場合の判断は海上保安庁（国土交通大臣）が行い、説明責任を果たさせる③自衛隊派遣には国会の事前承認を求め、活動の変更・終了の場合は国会報告を義務付ける④海上警察の国際連携など国際協力に関する規定を追加する——等を提案した。しかし協議は決裂し、民主党は政府案に反対したが、与党は衆議院で再議決し成立させた。

13 ▶▶ 保険業法一部改正案

有意義な自主共済の存続を

自公政権の法改正で混乱

自公政権は保険と共済の本質的な違いを理解しないまま、2005年に保険業法を改正し、2008年4月から自主共済に対し保険会社と同列の規制を開始した。そのため、自主共済が解散・廃業に追い込まれるケースが多数生じた。

民主党は、改正保険業法の欠陥を訴え、自主共済を保険業とは別に位置付ける「保険業法改正案」を166回通常国会以来、何度も国会に提出してきたが、与党は、民主党案の審議すらしようとしてこなかった。

にもかかわらず、与党は、総選挙を直前に控え、PTA・子ども会などの共済のみを保険業法から切り離す「PTA・青少年教育団体共済法案」を衆議院に提出した。

民主党案こそ本質的解決策

PTAや子ども会などの有意義な自主共済を保険業と別の枠組みで考えることは当然であり、「PTA・青少年教育団体共済法案」に民主党は賛成する方向であった。しかし、与党が文部科学委員会と財務金融委員会の連合審査を拒否したため、廃案となった。

他にも有意義な自主共済が数多くあるという認識の下、国がその事業の実施を構成員の自治に委ねることが適当であると認めた一般社団法人等が行う保険の引き受けを行う事業については、保険業法上の保険業とは別にこれを行うことができるようにする「保険業法の一部を改正する法律案」を民主党は171回通常国会に提出したが、与党の非協力的な態度により廃案となった。

14 ▶▶ 高校無償化法案

高校の授業料相当額を支援

民主党は2007年の参議院選挙マニフェスト政策を法案化した「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（高校無償化法案）を171回通常国会で参議院に提出した。

その内容は、①国公立高等学校の授業料は実質的に無償化し、私立高等学校等通学者には同額程度の就学支援金を支給し、保護者負担を軽減する②一定所得以下の世帯の私立高等学校等通学者に対しては上乘せ補助を行う——である。

与党が高校無償化に反対

現在、高等学校や専修学校高等課程等への進学率は98%に達している。これらの教育機関は準義務教育的な役割を担っているが、現下の経済情勢の悪化は家計を直撃しており、教育費が家計に重くのしかかっている。高校の授業料を滞納せざるを得なかったり、中退や大学進学をあきらめざるを得なかったりする子どもの数は増加傾向にあり、次代を担う子どもたちの教育機会を保障していくことが喫緊の課題となっている。

民主党は、教育について二重のセーフティネットを整備し、特に憲法26条に規定される教育機会の均等の実現を目指していくことを明確にしながら国会審議に臨んだ。

同法案は、与党が反対するも参議院で可決され、衆議院に送付された。衆議院の文部科学委員会でも審議が行われたが、採決には至らず、審議未了・廃案となった。

15 ▶▶ 学校教育力の向上 3 法案

教育予算充実で 教育格差を是正

民主党は171回通常国会で、すべての子どもにとって適切かつ最善な教育の機会と環境を保障し、教育格差を是正するため、①「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」②「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案」③「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」を「学校教育力の向上3法案」として参議院に提出した。

自公与党は教育予算の拡充に反対

自公政権が教育予算を削減してきた結果、教育格差が固定化し、格差の世代間連鎖が起きている。現在、日本のGDPに占める学校教育への公的支出は3.4%となっており、先進国の多くが加盟するOECD(経済協力開発機構)の平均5.0%を大きく下回っている。学校教育力の向上には、教育予算を先進国並みに充実させることに加え、教員の質と数の充実を併せて行うことが重要である。民主党は、教員の資質向上のため、教員の養成課程を6年制(修士)にするとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教員数をOECD並み(教員一人あたり生徒16.2人)に拡充していくことが必要だと考え、その趣旨を「学校教育力の向上3法案」に盛り込んだ。

同3法案は、与党が反対するも参議院で可決され、衆議院に送付されたが、採決には至らず審議未了・廃案となった。

16 ▶▶ 介護労働者賃金 引上げ法案

介護報酬 7%アップで 待遇改善と賃金引上げ

政府の失政で介護が危機的状況に

介護分野の労働条件悪化と人手不足が深刻化している。この最大の原因は、政府が過去2回にわたり介護報酬を引き下げた(-4.7%)こと、介護職員の待遇が悪化、特に低賃金化したことにある。政府は2009年4月から介護報酬を3%引き上げたが、人手不足を解消できる賃金引き上げにつながるものではなく、全く不十分であった。

一人月4万円程度の賃上げを

この危機的状況を打開し、介護労働者の待遇改善と賃金引き上げを早急に実施するため、民主党は国民新、社民、共産の野党4党と共同で「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」(介護労働者賃金引上げ法案)を171回通常国会で参議院に提出した。しかし、与党は審議しようとして、審議未了・廃案となった。

法案は、①介護を担う優れた人材が確保されるよう、国に介護報酬の加算を義務付ける②事業主に対しては介護職員の賃金の引き上げ等の努力義務を課し、その実効性担保のため、現行の公表制度に加え待遇改善の状況の報告を毎年義務付ける③事業所に対する介護報酬を7%加算する——ものであった。この増額分がすべて人件費に充当された場合、介護労働者約80万人(常勤換算)に対して、一人あたり月額4万円程度の賃上げが可能となり、新たに3年間で40万人(非常勤職員を含む)の雇用創出を見込んでいた。所要額は4100億円を見込んでいたが、利用者負担を引き上げないため、暫定的に全額税財源とした。

17 ▶▶ 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案

6次産業化による農山漁村の再生に向けて

農林漁業政策の全体像を示す法案

民主党は、農林漁業政策の全体像について、政府・与党との相違をより鮮明にするため、2008年に「民主党農林漁業政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン～農林漁業・農山漁村の再生に向けて」を取りまとめた。さらにビジョンの内容を法案化した「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」を171回通常国会で衆議院に提出した。

畜酪、漁業の所得補償も盛り込む

民主党案は、①食料自給率目標明確化、生産調整廃止、生産数量目標設定、食品安全行政一元化、基礎的トレーサビリティ・システム、GAP、HACCPの義務化等による「食の安全保障」②主要農産物・主要畜産物への所得補償制度導入、中山間地域等直接支払制度等の恒久化、農地制度改革等による「農業の活性化」③木材自給率目標明確化、森林所有者等への直接支払制度導入、国有林野事業改革等による「森林の整備・保全、林業の活性化」④総漁獲可能量設定と漁業者への所得補償制度の導入等による「漁業の活性化」⑤6次産業化の促進支援、バイオマス産業振興、農協等の改革等による「6次産業化の促進」——の5本柱について施行後4年を目途に順次実施することを規定するものである。

衆議院農林水産委員会で法案の審議が行われ、画期的な法案として注目を浴びた。しかし、与党は新しいビジョンや政策を示すことなく批判に終始した。与党の非協力的態度により、民主党案は廃案となった。

18 ▶▶ 独占禁止法改正案

優越的地位の濫用を課徴金対象に

中小企業いじめ防止法案を提出

世界的な経済危機による急激な景気の悪化に伴い、不当廉売や優越的地位の濫用など「下請けいじめ」が増加している実態に鑑み、民主党は170回臨時国会に「大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案」「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」(中小企業いじめ防止法案)を提出した。内容は、①大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止する②優越的地位の濫用など不公正な取引を課徴金対象にするとともに、公正な審判を担保するため、公正取引委員会による審判制度から裁判所による審判制度を確立する——等である。

不公正な取引の是正に向けて

政府は169回通常国会に提出していた独占禁止法等改正案を一旦取り下げ、171回通常国会に再度「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。内容にほとんど変更は無く、審判制度の見直しについては今回も先送りされた。しかし、不当廉売や優越的地位の濫用等に対する課徴金の適用は、民主党がかねてから求めてきた方向性に合致している上、不公正な取引への対策が早急に求められていることから、民主党は審判制度の廃止を含む制度改正を早急に検討することを条件に賛成し、法案を成立させた。

19 ▶▶ 中小企業再生・活性化等支援法案

中小企業の再生と活性化を支援する

中小企業は、わが国産業の根幹であるが、未曾有の不況の影響を受け、極めて厳しい状況に陥っている。民主党は中小企業の再生・活性化を支援するため、①事業再生の支援を目的とする「株式会社中小企業再生支援機構法案」②中小企業の人材の育成及び確保、海外事業活動の推進を目的とする「産業活力再生特別措置法改正案」——からなる「中小企業再生・活性化等支援法案」を171回通常国会に提出した。

政府が民主党案を丸呑み

中小企業の人材育成・確保と海外事業活動の推進については、政府が171回通常国会に提出した「産業活力再生特別措置法改正案」の中で基本指針に民主党案の内容すべてを盛り込むことになったため、政府案に賛成し、成立した。

一方、「株式会社中小企業再生支援機構法案」については、169回通常国会に政府が提出し、衆議院内閣委員会で継続審議となっていた「株式会社地域力再生機構法案」と一本化できないかとの打診が政府与党よりあった。政府案の救済対象は地域の中規模企業のほか、第三セクターが含まれており、受け入れられない内容だった。だが、協議の結果、①政府案の名称を「株式会社地域力再生機構法案」から「株式会社企業再生支援機構法案」と変更する②救済対象は中小・中堅企業（大企業含む）とし、第三セクターは除外する③その他中小企業再生支援協議会との連携や雇用の配慮——等、民主党案の内容をほとんど盛り込むことで合意したため、政府案を大幅修正の上、成立させた。

20 ▶▶ タクシー改革関連2法案

規制緩和の失敗をただし、公共交通に

タクシー改革関連2法案を提出

規制緩和後の供給過剰、事故多発等の状況を踏まえ、タクシー関連法案等検討小委員会を中心に「タクシー改革ビジョン」を取りまとめ、①タクシーは公共交通機関②タクシー行政の地方分権③利用促進と需要拡大、悪質事業者排除、供給調整構築④安全に配慮した適正な運賃が原則——等を打ち出した。ビジョンを基に、民主党は他の野党と「道路運送法の一部を改正する法律案」「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案」（タクシー改革関連2法案）を171回通常国会で衆議院に提出した。前者の柱は①参入許可基準見直し②増車等の認可制、運賃・料金許可基準見直し③事故報告の対象拡大④「運転者登録制度」拡大——である。後者の柱は①特定地域指定の要請制度導入②減車・休車に係る措置③道路運送法改正に伴う同法の特例規定廃止④国の資金確保等の規定拡充——である。

民主党案を全面的に実現

一方、政府は「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案」を提出していた。与野党協議の結果、政府案に民主党案を全面的に盛り込む修正を行い全会一致で成立した。不当な低賃金回避に資する運賃・料金許可基準見直し、目的規定修正、特定地域指定の要請制度の導入、都市計画との調和、国の資金の確保規定拡充が実現し、利用者・運転手双方にプラスとなり、少子高齢社会を支え、国民のライフラインとなるタクシー実現に一歩近づいた。

21 ▶▶ 民主党住宅ビジョン

ライフスタイル・ステージを重視

民主党住宅ビジョンを策定

国土交通部門会議の住宅政策小委員会は、2009年4月、「民主党住宅ビジョン～生活安心住宅プログラム～(中間報告)」(以下、ビジョン)を発表した。これは、自民党政権下において維持されてきた持ち家偏重の硬直的な住宅政策を見直し、新たな住宅政策への転換を提起したもので、個人のライフスタイル・ステージに応じ、豊かな人生を送ることができるマイホームの持ち方を可能にするものである。

リフォームに最重点

ビジョンではまず、住宅政策を①重要な内需拡大策である②景観・観光政策上等の「資源」や「文化」になる住宅群を形成できる③「緑の成長戦略」として重要な柱になる④持続可能な安全かつ安心できる住生活が確保できるセーフティネットである——と位置付けた。

その上で、新しい住宅政策の具体的構想、例えば①バリアフリー改修、耐震補強改修、省エネルギー改修工事を徹底的に支援するなど「地球と人に優しい家づくり」②正しく鑑定できる人(ホームインスペクター)を育成し、中古住宅を安心して取引できるようにする「あんしん取引で中古・リフォーム・賃貸市場を活性化」③伝統工法を継承する技術者、健全な地場の建設・建築産業を育成したり、国産材を活用するなど「木造住宅と国産材の振興地域に息づく家づくり」——等を示し、住宅を借りる、購入する、あるいは改修する際の生活イメージが湧くようにした。

22 ▶▶ 地球温暖化対策基本法案

ポスト京都・緑の成長へ向けて

「地球温暖化対策基本法案」

民主党は、地球温暖化対策を最重点項目と位置付け、世界と将来世代に対する責任を果たすため、国際協調を進めつつ、経済成長と豊かなライフスタイルを実現するとともに、地球環境・生態系の破壊を食い止めることを目的とする「地球温暖化対策基本法案」を169回通常国会で参議院に提出した。

法案では1990年を基準とした中期削減目標(2020年までに25%)と長期削減目標(2050年までの早い時期に60%超)の数値目標を設定した。また、目標達成の政策手法として、①国内排出量取引制度創設②地球温暖化対策税創設③新エネルギー利用促進④革新的技術開発促進⑤エネルギー使用合理化——等について規定した。

豪州、米国で政権交代が起こり、地球温暖化対策においても政策変更が見られるようになった。こうした潮流や経済情勢等も踏まえ、民主党は同法案に再検討を加えた上で171回通常国会で参議院に提出した。

グリーンニューディールの視点

前回提出時からの主な変更点は、①目的に技術開発や市場創出を通じた経済成長と雇用拡大の実現を明記②基本原則に関連産業、雇用の拡大への投資促進を追加③新エネ利用促進について事業例示、固定価格買取制度導入を明示④建築物の省エネの普及推進を明示⑤自治体への国の財政上の支援を明示⑥国による対策・技術の普及に係る制度研究を追加⑦国際的な議論を踏まえ「適応」の概念を適用——である。

資料 民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

第170回臨時国会(2008年9月24日～12月25日)において「提出」「審議」「採決」のいずれかが行われたもの

提出回数・議案種類・議案番号	法案名・修正案名 ※()は略称・通称	提出党派	提出者	170国会での審議状況
168-参-7	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (郵政株式会社売却凍結法案)	民社	(自見庄三郎・長谷川憲正)・那谷屋正義・大久保勉・直嶋正行・福山哲郎・(近藤正道)	(参)168国会可決 (衆)否決
168-参-13	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(テロ根絶法案)	民	直嶋正行・福山哲郎・大塚耕平・浅尾慶一郎・犬塚直史・白眞勲・佐藤公治・神本美恵子・藤末健三	(参)168国会可決 (衆)否決
169-参-17	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案	民社共	福山哲郎・(自見庄三郎)・櫻井充・大塚耕平・鈴木寛・蓮舫・直嶋正行・(小池晃・福嶋みずほ)	(参)169国会可決 (衆)採決されず
170-衆-1	国民健康保険法の一部を改正する法律案 (無保険児童救済法案)	民社国	山田正彦・山井和則・郡和子・(阿部知子・糸川正晃)	委員長提案とし 撤回
170-衆-2	国民健康保険法の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立
170-参-1	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	民	平野達男・青木愛・米長晴信・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-2	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案 (暫定税率廃止・減税法案)	民	大塚耕平・長浜博行・辻泰弘・大久保勉・藤本祐司・福山哲郎・直嶋正行・尾立源幸	審議されず
170-参-3	子ども手当法案	民	神本美恵子・島田智哉子・羽田雄一郎・林久美子・小林正夫・尾立源幸・大河原雅子・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-4	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(中小企業いじめ防止法案)	民	藤末健三・増子輝彦・中谷智司・轟木利治・姫井由美子・鈴木陽悦・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-5	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中小企業いじめ防止法案)	民	藤末健三・増子輝彦・中谷智司・轟木利治・姫井由美子・鈴木陽悦・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-6	地域金融の円滑化に関する法律案 (金融アセスメント法案)	民	櫻井充・大久保勉・藤末健三・辻泰弘・大塚耕平・尾立源幸・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-7	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案	民社	小林正夫・津田弥太郎・松野信夫・吉川沙織・福山哲郎・直嶋正行・(近藤正道・亀井亜紀子)	(参)可決 (衆)否決
170-参-8	派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案	民社	小林正夫・津田弥太郎・松野信夫・吉川沙織・福山哲郎・直嶋正行・(近藤正道・亀井亜紀子)	(参)可決 (衆)否決
170-参-9	雇用保険法の一部を改正する法律案	民社	小林正夫・津田弥太郎・松野信夫・吉川沙織・福山哲郎・直嶋正行・(近藤正道・亀井亜紀子)	(参)可決 (衆)否決
170-参-10	期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案	民社	小林正夫・津田弥太郎・松野信夫・吉川沙織・福山哲郎・直嶋正行・(近藤正道・亀井亜紀子)	(参)可決 (衆)否決
170-参-11	法人税法の一部を改正する法律案	民	尾立源幸・増子輝彦・辻泰弘・大久保勉・藤末健三・大塚耕平・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-12	租税特別措置法の一部を改正する法律案	民	尾立源幸・増子輝彦・辻泰弘・大久保勉・藤末健三・大塚耕平・福山哲郎・直嶋正行	審議されず
170-参-13	中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案 (中小企業に対する貸し渋り・貸しはがし防止法案)	民社	福山哲郎・直嶋正行・大塚耕平・尾立源幸・小林正夫・増子輝彦・(森田高・近藤正道)	審議されず

※ 提出党派について：衆議院では国民新党は別党派であるため提出党派欄には「国」と表記しているが、参議院では国民新党・新党日本は統一党派であるため「民」に含まれている。

※ 提出者について：他党議員(無所属クラブ(衆)、新緑風会(参)を除く)は、括弧を付して記載している。

民主党の提案が反映されて修正された主な政府提出法案

第170回臨時国会において修正・成立した法案

提出回数・議案種類・議案番号	法案名・修正案名 ※()は略称・通称	提出省庁	主な修正内容・経過など
166-閣-81	労働基準法の一部を改正する法律案	厚生労働省	月60時間以上の時間外労働について割増率を50%とする修正
169-閣-44	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案 (200年住宅法案)	国土交通省	国産材の適切な利用の促進などの趣旨を追加
169-閣-53	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案	厚生労働省	独立行政法人に移行させた後、廃止や国立機関に戻すことを含めた見直しを行うこと等の修正
170-閣-6	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	警察庁	銃器所持許可申請時における医師診断書の添付義務化等、4項目を修正

民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

第171回通常国会(2009年1月5日～7月17日)において「提出」「審議」「採決」のいずれかが行われたもの

提出回数・議案種類・議案番号	法案名・修正案名 ※()は略称・通称	提出党派	提出者	171国会での審議状況
168-参-11	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案	民	岡崎トミ子・大石正光・鈴木寛・大河原雅子・轟木利治・(田中康夫)・直嶋正行・福山哲郎	閣法を修正 撤回
170-参-1	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	民	郡司彰・青木愛・米長晴信・福山哲郎・直嶋正行	(参)可決 (衆)審議されず 採決されず
171-衆-2	農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案	民	筒井信隆・山田正彦・細野豪志・篠原孝・石川知裕・佐々木隆博・岡本充功	採決されず
171-衆-3	特定肝炎対策緊急措置法案(肝炎医療費助成法案)	民共社国	藤村修・山井和則・柚木道義・菊田真紀子・(高橋千鶴子・阿部知子・糸川正晃)	審議されず
171-衆-4	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	—	議院運営委員長	成立
171-衆-5	雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	民社	細川律夫・山井和則・園田康博・大島敦・郡和子・階猛・(阿部知子)	閣法を修正 撤回
171-衆-6	求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案(求職者支援法案)	民社国	大島敦・細川律夫・山井和則・階猛・郡和子・園田康博・(阿部知子・糸川正晃)	採決されず
171-衆-7	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案	民社国	細川律夫・階猛・郡和子・園田康博・山井和則・大島敦・(阿部知子・糸川正晃)	採決されず
171-衆-8	消費者権利院法案	民	枝野幸男・小宮山洋子・階猛	閣法を修正・採決されず
171-衆-9	消費者団体訴訟法案	民	小宮山洋子・枝野幸男・階猛	閣法を修正・採決されず
171-衆-12	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案	民	細川律夫・枝野幸男・小宮山洋子・西村智奈美・吉田泉	採決されず
171-衆-13	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案	民社国	長妻昭・山井和則・内山晃・園田康博・階猛・(阿部知子・糸川正晃)	委員長提案とし 撤回
171-衆-14	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立
171-衆-15	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	—	農林水産委員長	成立
171-衆-17	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	民	吉田泉・中井洽・岩國哲人・中川正春・末松義規・奥村展三・伴野豊・田島一成・田名部匡代・三日月大造・村井宗明・森本哲生	採決されず
171-衆-18	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立
171-衆-19	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(年金加算金法案)	—	厚生労働委員長	成立
171-衆-25	公共サービス基本法案	—	総務委員長	成立
171-衆-26	バイオマス活用推進基本法案	—	農林水産委員長	成立
171-衆-28	道路運送法の一部を改正する法律案	民共社国	細川律夫・三日月大造・(穀田恵二・日森文尋・下地幹郎)	閣法を修正 撤回
171-衆-29	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案	民共社国	細川律夫・三日月大造・(穀田恵二・日森文尋・下地幹郎)	閣法を修正 撤回
171-衆-32	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	—	議院運営委員長	成立
171-衆-33	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	—	議院運営委員長	成立
171-衆-34	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	民	岡田克也・平野博文・原口一博・長妻昭・武正公一・篠原孝	採決されず
171-衆-35	生活保護法の一部を改正する法律案(生活保護給付母子加算復活法案)	民共社国	長妻昭・川内博史・西村智奈美・山井和則・(高橋千鶴子・阿部知子・糸川正晃)	参院再提出のため 撤回
171-衆-36	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	—	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	成立
171-衆-37	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(サービサー法改正案)	民	階猛・細川律夫・大串博志	審議されず

民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

第171回通常国会(2009年1月5日～7月17日)において「提出」「審議」「採決」のいずれかが行われたもの

提出回次・議案 種類・議案番号	法案名・修正案名 ※()は略称・通称	提出党派	提出者	171国会での審議状況
171-衆-38	保険業法の一部を改正する法律案	民	中川正春・馬淵澄夫・川内博史・牧義夫・西村智奈美	審議されず
171-衆-40	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業状況の整備等に関する法律の一部を改正する法律案	民社国	細川律夫・山井和則・園田康博・郡和子・(菅野哲雄・糸川正晃)	審議されず
171-衆-43	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	—	議院運営委員長	成立
171-衆-45	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案	—	環境委員長	成立
171-衆-46	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案	—	環境委員長	成立
171-衆-47	国民年金法の一部を改正する法律案	民	内山晃・長妻昭・山井和則・園田康博	審議されず
171-衆-51	障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案	民社国	園田康博・山井和則・小宮山泰子・(阿部知子・糸川正晃)	審議されず
171-参-1	平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案	民社	直嶋正行・峰崎直樹・福山哲郎・尾立源幸・鈴木寛・藤本祐司・小林正夫・富岡由紀夫・水戸将史・川崎稔・中谷智司・(森田高・近藤正道)	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-2	租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(租特透明化法案)	民	峰崎直樹・尾立源幸・水戸将史・富岡由紀夫・直嶋正行・福山哲郎	(参)可決 (衆)採決されず
171-参-3	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案	民共社	谷博之・那谷屋正義・直嶋正行・福山哲郎・尾立源幸・高嶋良充・今野東・下田敦子・中村哲治・長谷川憲正・田中康夫・(小池晃・山下芳生・福島みずほ・又市征治)	審議されず
171-参-4	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(学校教育環境整備法案)	民	鈴木寛・水岡俊一・植松恵美子・大島九州男・藤末健三・直嶋正行・福山哲郎	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-5	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(教員免許制度改革法案)	民	鈴木寛・水岡俊一・植松恵美子・大島九州男・藤末健三・直嶋正行・福山哲郎	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-6	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(教員数拡充法案)	民	鈴木寛・水岡俊一・植松恵美子・大島九州男・藤末健三・直嶋正行・福山哲郎	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-7	国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(高校無償化法案)	民	鈴木寛・水岡俊一・藤末健三・植松恵美子・大島九州男・直嶋正行・福山哲郎	(参)可決 (衆)採決されず
171-参-8	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(年金記録回復促進法案)	民社	津田弥太郎・蓮舫・中村哲治・加賀谷健・行田邦子・福山哲郎・直嶋正行・(自見庄三郎・近藤正道)	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-9	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(介護労働者賃金引上げ法案)	民共社	梅村聡・中村哲治・川合孝典・福山哲郎・直嶋正行・(自見庄三郎・小池晃・近藤正道)	審議されず
171-参-10	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(取調べ可視化法案)	民社	松野信夫・松岡徹・前川清成・直嶋正行・福山哲郎・(福島みずほ)	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-11	株式会社中小企業再生支援機構法案(中小企業の再生・活性化等支援法案)	民	増子輝彦・藤末健三・木俣佳丈・轟木利治・中谷智司・直嶋正行・福山哲郎	閣法を修正 撤回
171-参-12	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(中小企業の再生・活性化等支援法案)	民	増子輝彦・藤末健三・木俣佳丈・轟木利治・中谷智司・直嶋正行・福山哲郎	閣法を修正 撤回
171-参-13	歯の健康の保持の推進に関する法律案	民	島田智哉子・梅村聡・大久保潔重・藤原良信・直嶋正行・福山哲郎・(自見庄三郎)	審議されず
171-参-14	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	民	島田智哉子・梅村聡・大久保潔重・藤原良信・直嶋正行・福山哲郎・(森田高)	審議されず

民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

第171回通常国会(2009年1月5日～7月17日)において「提出」「審議」「採決」のいずれかが行われたもの

提出回数・議案種類・議案番号	法案名・修正案名 ※ () は略称・通称	提出党派	提出者	171国会での審議状況
171-参-15	障がい者制度改革推進法案	民	谷博之・中村哲治・金子恵美・神本美恵子・大島九州男・大河原雅子・直嶋正行・福山哲郎	審議されず
171-参-16	水俣病被害の救済に関する特別措置法案	民	松野信夫・大島九州男・轟木利治・岡崎トミ子・直嶋正行・福山哲郎	委員長提案として撤回
171-参-17	法人税法の一部を改正する法律案 (オーナー課税廃止法案)	民	尾立源幸・増子輝彦・藤末健三・大塚耕平・福山哲郎・直嶋正行	(参)可決 (参)審議されず
171-参-18	租税特別措置法の一部を改正する法律案 (中小企業法人税率軽減法案)	民	尾立源幸・増子輝彦・藤末健三・大塚耕平・福山哲郎・直嶋正行	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-19	地球温暖化対策基本法案	民	福山哲郎・岡崎トミ子・広中和歌子・前田武志・長浜博行・増子輝彦・中谷智司・舟山康江・直嶋正行	審議されず
171-参-20	民法の一部を改正する法律案 (選択的夫婦別姓等法案)	民共社	千葉景子・(仁比聡平・福島みずほ)・神本美恵子・相原久美子・大河原雅子・直嶋正行・福山哲郎・(紙智子・近藤正道)	審議されず
171-参-21	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案	民	尾立源幸・大久保勉・藤末健三・犬塚直史・藤本祐司・神本美恵子・柳澤光美・直嶋正行・福山哲郎	審議されず
171-参-22	予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案	民	尾立源幸・大塚耕平・藤末健三・犬塚直史・藤本祐司・神本美恵子・柳澤光美・直嶋正行・福山哲郎	審議されず
171-参-23	会計検査院法の一部を改正する法律案	民	藤本祐司・尾立源幸・柳澤光美・那谷屋正義・徳永久志・直嶋正行・福山哲郎	審議されず
171-参-24	児童扶養手当法の一部を改正する法律案	民社	島田智哉子・神本美恵子・前川清成・藤末健三・大河原雅子・直嶋正行・福山哲郎・(自見庄三郎・近藤正道)	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-25	生活保護法の一部を改正する法律案 (生活保護給付母子加算復活法案)	民共社	中村哲治・川合孝典・直嶋正行・福山哲郎・島田智哉子・大河原雅子・(自見庄三郎・近藤正道・小池晃)	(参)可決 (衆)審議されず
171-参-27	保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立

※ 提出党派について：衆議院では国民新党は別党派であるため提出党派欄には「国」と表記しているが、参議院では国民新党・新党日本は統一党派であるため「民」に含まれている。

※ 提出者について：他党議員(無所属クラブ(衆)、新緑風会(参))を除くは、括弧を付して記載している。

※ 臓器移植法改正案及び臓器移植法関連法案については、党議拘束のかかっていない有志議員による取り組みであるため記載していない。

民主党の提案が反映されて修正された主な政府提出法案

第171回通常国会において修正・成立した法案

提出回数・議案種類・議案番号	法案名・修正案名 ※ () は略称・通称	提出省庁	主な修正内容・経過など
169-閣-14	株式会社地域力再生機構法案	内閣府	法律名を「株式会社企業再生支援機構法」に修正。民主党議員立法「中小企業再生支援機構法案」の趣旨に沿う形で修正
170-閣-1	消費者庁設置法案	内閣府	法律名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に修正。消費者の権利の明記や、消費者庁と同等の立場に消費者委員会を位置づけ監視・権限行使を行う、等の修正
170-閣-2	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	内閣府	法律名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に修正。消費者政策担当大臣の権限明記や、消費者委員会設置に伴う所要の修正
170-閣-3	消費者安全法案	内閣府	消費者庁の主任大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化・強化などの修正
171-閣-5	雇用保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	雇用保険適用拡大の施行期日を年度末まで早める修正
171-閣-8	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 (道路特定財源の一般財源化法案)	国土交通省	道路整備事業にあたって、地域の実情をより反映し、効率性や透明性が確保される旨を明記する修正
171-閣-18	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案	文部科学省	国立国語研究所の調査研究業務を大学共同利用機関法人でも維持・充実する修正

民主党の提案が反映されて修正された主な政府提出法案

第171回通常国会において修正・成立した法案

提出回次・議案 種類・議案番号	法案名・修正案名 ※（ ）は略称・通称	提出省庁	主な修正内容・経過など
171-閣-27	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案 (タクシー改革法案)	国土交通省	民主党等が提出した「タクシー改革関連2法案」の趣旨を反映。不当な低賃金回避に資する運賃・料金許可基準の見直し等の修正
171-閣-29	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案 (米トレーサビリティ法案)	農林水産省	全食品のトレーサビリティ導入等を検討する旨の条文を追加
171-閣-32	農地法等の一部を改正する法律案	農林水産省	法目的に耕作者主義の原則を取り戻すとともに、貸借の要件を追加
171-閣-41	公文書の管理に関する法律案	内閣府	公文書廃棄における内閣総理大臣の同意義務付け等、11項目を修正
171-閣-43	沖縄科学技術大学院大学学園法案	内閣府	施行後10年目以降についても補助金上限を撤廃すること等、8項目を修正
171-閣-44	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	総務省	外国人住民の記録の適正な管理の在り方について検討し、必要な措置を講じる規定を追加
171-閣-48	青少年総合対策推進法案	内閣府	法律名を「子ども・若者育成支援推進法」に改正。子どもの権利条約の観点や総合的なニート・ひきこもり対策の実施に関する提案を追加。
171-閣-49	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金融庁	消費者庁の関与、業態横断的・包括的紛争解決体制についての検討条項を追加
171-閣-51	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案	法務省	特別永住者の特別永住者証明書・旅券の常時携帯義務と罰則の削除など6項目を修正、附則に検討規定4項目を追加
171-閣-55	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び非化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案	経済産業省	太陽光発電に固定価格買取制度の導入を附則に追加
171-閣-59	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案	環境省	民主党が提出した法案の趣旨を反映。改正後の区域の略称を変更する等の修正
171-閣-64	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案	厚生労働省	施行期日を前倒しする修正
171-閣-66	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案	文部科学省	先端研究や若手研究者の育成は、経済対策としての「臨時措置」ではなく、恒久的に国を挙げて取り組むこととした修正

第170回臨時国会の案件一覧 (2008年9月24日～12月25日)

第170回臨時国会会派名略称

民=[衆]民主党・無所属クラブ/[参]民主党・新緑風会・国民新・日本、自=自由民主党、公=公明党、共=日本共産党、社=[衆]社会民主党・市民連合/[参]社会民主党・護憲連合、国=[衆]国民新党・大地・無所属の会/[参]国民新党 (08.1.18 まで)、改=[参]改革クラブ、各=会派に属さない議員

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
衆	継続	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外四名[民]提出第163回国会衆法第6号)	審査未了			
衆	継続	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外三名[民]提出第163回国会衆法第12号)	審査未了			
衆	継続	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案([公]提出第163回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名[民]提出第164回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第15号)	継続			
衆	継続	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名[民]提出第164回国会衆法第26号)	継続			
衆	継続	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出第164回国会衆法第27号)	継続			
衆	継続	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名[民共社各]提出第164回国会衆法第35号)	継続			
衆	継続	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名[民]提出第164回国会衆法第40号)	継続			
衆	継続	学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名[民]提出第165回国会衆法第2号)	継続			
衆	継続	交通基本法案(細川律夫君外五名[民社]提出第165回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第29号)	継続			
衆	継続	環境健康被害者等救済基本法案(末松義規君外二名[民]提出第166回国会衆法第38号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第41号)	継続			
衆	継続	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第43号)	継続			
衆	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第44号)	継続			
衆	継続	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第48号)	継続			
衆	継続	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第51号)	継続			
衆	継続	法医学研究所設置法案(細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第52号)	継続			
衆	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案([自・公]提出第168回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	肝炎対策基本法案([自・公]提出第168回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案([自・公]提出第168回国会衆法第9号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名[民社]提出第168回国会衆法第18号)	継続			
衆	継続	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第5号)	継続			
衆	継続	基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外四名[民]提出第169回国会衆法第10号)	継続			
衆	継続	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名[民]提出第169回国会衆法第11号)	継続			
衆	継続	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第12号)	継続			
衆	継続	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案([自公]提出第169回国会衆法第20号)	継続			
衆	継続	特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(大島章宏君外二名[民]提出第169回国会衆法第21号)	継続			
衆	継続	国民年金法等の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第23号)	継続			
衆	継続	離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外七名[民]提出第169回国会衆法第28号)	継続			
衆	継続	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第32号)	継続			

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
衆	11/27	国民健康保険法の一部を改正する法律案(山田正彦君外四名[民社国]提出衆法第1号)	撤回			
衆	12/10	国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第2号)	省12/11可決	12/19可決	賛成	全会一致
衆	12/15	公職選挙法の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第3号)	継続			
参	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外六名[民]提出第168回国会参法第1号)	継続			
参	継続	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(自見庄三郎君外六名[民社国]提出第168回国会参法第7号)	12/11否決		賛成	衆反=自公
参	継続	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外七名[民]提出第168回国会参法第11号)	継続			
参	継続	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外八名[民]提出第168回国会参法第13号)	10/21否決		賛成	衆反=自公共社
参	継続	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外八名[民共社]提出第169回国会参法第17号)	継続			
参	11/25	農業協同組合法等の一部を改正する法律案(平野達男君外四名[民]提出参法第1号)		継続		
参	12/11	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外六名[民]提出参法第2号)		継続		
参	12/11	子ども手当法案(神本美恵子君外八名[民]提出参法第3号)		継続		
参	12/11	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外七名[民]提出参法第4号)		継続		
参	12/11	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外七名[民]提出参法第5号)		継続		
参	12/11	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外七名[民]提出参法第6号)		継続		
参	12/15	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名[民社]提出参法第7号)	12/24否決	12/19可決	賛成	衆反=自公 参欠=自公改
参	12/15	派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外七名[民社]提出参法第8号)	12/24否決	12/19可決	賛成	衆反=自公 参欠=自公改
参	12/15	雇用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名[民社]提出参法第9号)	12/24否決	12/19可決	賛成	衆反=自公 参欠=自公改
参	12/15	期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名[民社]提出参法第10号)	12/24否決	12/19可決	賛成	衆反=自公 参欠=自公改
参	12/15	法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名[民]提出参法第11号)		継続		
参	12/15	租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名[民]提出参法第12号)		継続		
参	12/19	中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案(福山哲郎君外七名[民社]提出参法第13号)		未付託未了		
予	9/29	平成二十年度一般会計補正予算(第1号)(予算第1号)	10/8可決	10/16可決	賛成	衆反=共社 参反=共社各
予	9/29	平成二十年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第2号)	10/8可決	10/16可決	賛成	衆反=共社 参反=共社各
予	9/29	平成二十年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予算第3号)	10/8可決	10/16可決	賛成	衆反=共社 参反=共社各
条	11/11	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	継続			
条	11/11	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	継続			
条	11/11	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	継続			
閣	継続	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	継続			
閣	継続	労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	11/18修正	12/5可決	賛成	衆反=共社 参反=共社各
閣	継続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)	継続			
閣	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号)	継続			
閣	継続	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第9号)	審査未了			
閣	継続	株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)	継続			
閣	継続	平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(第169回国会閣法第37号)	審査未了			
閣	継続	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第169回国会閣法第44号)	附11/21修正	附11/28可決	賛成	全会一致
閣	継続	独立行政法人気象研究所法案(第169回国会閣法第45号)	審査未了			
閣	継続	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第50号)	継続			
閣	継続	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号)	附11/21修正	附12/12可決	賛成	衆反=共社国 参反=共社各
閣	継続	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号)	附12/11可決	12/19可決	賛成	全会一致
閣	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第73号)	審査未了			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	継続	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第74号)	審査未了			
閣	継続	行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)	継続			
閣	継続	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第77号)	継続			
閣	継続	行政手続法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第78号)	継続			
閣	継続	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第79号)	継続			
閣	継続	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第80号)	継続			
閣	9/29	消費者庁設置法案(閣法第1号)	継続			
閣	9/29	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第2号)	継続			
閣	9/29	消費者安全法案(閣法第3号)	継続			
閣	9/29	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)	10/21可決	12/12否決	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各) 憲法59条2項の衆院再議決により成立
閣	12/12	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号衆議院再議決案)	12/12可決		反対	衆反=民共社国
閣	9/29	地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案(閣法第5号)	10/8可決	10/16可決	賛成	衆反=共 参反=共各
閣	10/21	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)	11/21修正	附11/28可決	賛成	全会一致
閣	10/24	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	附11/6修正	12/12修正	衆反対 (参賛成)	衆反=民共社国 参反=自公共改(各) 憲法59条2項の衆院再議決により衆院修正案が成立
閣	12/12	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号参議院回付案)	12/12不同意		賛成	衆反=自公共
閣	12/12	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第170回国会閣法第7号衆議院再議決案)	12/12可決		反対	衆反=民共社国
閣	10/24	保険業法の一部を改正する法律案(閣法第8号)	11/6可決	12/12可決	賛成	反=共
閣	11/4	国籍法の一部を改正する法律案(閣法第9号)	附11/18可決	附12/5可決	賛成	衆=全会一致 参反=各
閣	11/4	児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	11/14可決	附11/26可決	賛成	全会一致
閣	11/4	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第11号)	継続			
閣	11/14	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)	未付託未了			
閣	12/2	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	附12/11可決	附12/19可決	賛成	全会一致
閣	12/2	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)	附12/11可決	附12/19可決	賛成	全会一致
閣	12/2	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	附12/12可決	附12/19可決	賛成	全会一致
認	10/21	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第1号)	11/14承認	11/21承認	賛成	衆反=共社 参反=共社各
認	10/21	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出承認第2号)	11/14承認	附11/26承認	賛成	衆反=共社 参反=共社各
諾	継続	平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第169回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第169回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出第169回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第169回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(内閣提出第169回国会承諾)	継続			
決	11/21	平成十九年度一般会計歳入歳出決算(決算)	継続			
決	11/21	平成十九年度特別会計歳入歳出決算(決算)	継続			
決	11/21	平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書(決算)	継続			
決	11/21	平成十九年度政府関係機関決算書(決算)	継続			
国	11/21	平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
国	11/21	平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
議	12/24	衆議院解散要求に関する決議案(鳩山由紀夫君外二名[民]提出衆議院決議第1号)	省12/24否決		賛成	衆反=自公
議	12/18	議院運営委員長西岡武夫君解任決議案(世耕弘成君外二名[自公]提出参議院決議第1号)		未了		
議	12/18	厚生労働委員長岩本司君解任決議案(衛藤晟一君外一名[自]提出参議院決議第2号)		省12/19否決	反対	参反=民社各
議	12/24	参議院の審議権尊重に関する決議案(興石東君外十三名[民]提出参議院決議第3号)		省12/24可決	賛成	参欠=自公改
則	12/24	衆議院規則の一部を改正する規則案(衆議院議院運営委員長提出規則第1号)	省12/24可決		賛成	衆=全会一致

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承 諾認=承認 決=決算 国=国有財産、議=決議 許=許諾
N=NHK 決算 則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

資料 第171回通常国会の案件一覧 (2009年1月5日~7月21日)

第171回通常国会会派名略称

民=[衆]民主党・無所属クラブ/[参]民主党・新緑風会・国民新・日本、自=自由民主党、公=公明党、共=日本共産党、社=[衆]社会民主党・市民連合/[参]社会民主党・護憲連合、国=[衆]国民新党・大地・無所属の会、改=[参]改革クラブ、各=会派に属さない議員

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
衆	継続	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号)	審査未了			
衆	継続	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号)	審査未了			
衆	継続	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案([公]提出第163回国会衆法第14号)	審査未了			
衆	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(高山智司君外一名[民]提出第164回国会衆法第13号)	審査未了			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第14号)	中間報告	中間報告		党議決定せず
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第14号中間報告)	6/18 可決	7/13 可決		
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第14号中間報告)	6/9			
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第14号中間報告)	(中間報告聴取)			
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第14号中間報告)		7/10		
衆修	7/10	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(南野知恵子君提出)				
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第15号)	中間報告	7/13 否決		党議決定せず
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第15号中間報告)	6/18 議決不要			党議決定せず
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆法第15号中間報告)	6/9			
衆	継続	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名[民]提出第164回国会衆法第26号)	審査未了			
衆	継続	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出第164回国会衆法第27号)	審査未了			
衆	継続	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名[民共社各]提出第164回国会衆法第35号)	審査未了			
衆	継続	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名[民]提出第164回国会衆法第40号)	審査未了			
衆	継続	学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名[民]提出第165回国会衆法第2号)	審査未了			
衆	継続	交通基本法案(細川律夫君外五名[民社]提出第165回国会衆法第6号)	審査未了			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第29号)	審査未了			
衆	継続	環境健康被害者等救済基本法案(末松義規君外二名[民]提出第166回国会衆法第38号)	審査未了			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第41号)	審査未了			
衆	継続	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第43号)	審査未了			
衆	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第44号)	審査未了			
衆	継続	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第48号)	審査未了			
衆	継続	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第51号)	審査未了			
衆	継続	法医学研究所設置法案(細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第52号)	審査未了			
衆	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案([自・公]提出第168回国会衆法第6号)	審査未了			
衆	継続	肝炎対策基本法案([自・公]提出第168回国会衆法第8号)	審査未了			
衆	継続	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案([自・公]提出第168回国会衆法第9号)	審査未了			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名[民社]提出第168回国会衆法第18号)	中間報告			党議決定せず
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第168回国会衆法第18号中間報告)	6/18 議決不要			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第168回国会衆法第18号中間報告)	6/9			
衆	継続	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第5号)	撤回			
衆	継続	基礎年金番号を用いての把握がされていない年個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外四名[民]提出第169回国会衆法第10号)	審査未了			
衆	継続	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名[民]提出第169回国会衆法第11号)	審査未了			
衆	継続	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第12号)	審査未了			
衆	継続	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第13号)	審査未了			
衆	継続	食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出第169回国会衆法第14号)	審査未了			
衆	継続	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案([自公]提出第169回国会衆法第20号)	審査未了			
衆	継続	特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(大畠章宏君外二名[民]提出第169回国会衆法第21号)	審査未了			
衆	継続	国民年金法等の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第23号)	審査未了			
衆	継続	離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外七名[民]提出第169回国会衆法第28号)	審査未了			
衆	継続	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第169回国会衆法第32号)	審査未了			
衆	継続	公職選挙法の一部を改正する法律案([自公]提出第170回国会衆法第3号)	7/9 可決	未付託未了	反対	衆反=民国

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
衆	1/5	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第1号)	1/13可決	附3/4可決	賛成	衆反=共 衆欠=国 参反=共社(各)
衆	1/20	農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案(筒井信隆君外六名〔民〕提出衆法第2号)	審査未了			
衆	2/20	特定肝炎対策緊急措置法案(藤村修君外六名〔民共社国〕提出衆法第3号)	未付託未了			
衆	3/4	国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第4号)	省3/4可決	3/31可決	賛成	衆=全会一致 参反=(各)
衆	3/6	雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(細川律夫君外六名〔民社〕提出衆法第5号)	撤回			
衆	3/6	求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案(大島敦君外七名〔民社国〕提出衆法第6号)	審査未了			
衆	3/6	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(細川律夫君外七名〔民社国〕提出衆法第7号)	審査未了			
衆	3/12	消費者権利院法案(枝野幸男君外二名〔民〕提出衆法第8号)	審査未了			
衆	3/12	消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名〔民〕提出衆法第9号)	審査未了			
衆	3/13	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案〔自公〕提出衆法第10号)	撤回			
衆	3/13	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第11号)	撤回			
衆	3/19	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名〔民〕提出衆法第12号)	審査未了			
衆	3/27	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名〔民社国〕提出衆法第13号)	撤回			
衆	4/1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第14号)	省4/3可決	4/15可決	賛成	全会一致
衆	4/7	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院農林水産委員長提出衆法第15号)	省4/9可決	4/22可決	賛成	全会一致
衆	4/10	両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案〔自公〕提出衆法第16号)	未付託未了			
衆	4/14	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(吉田泉君外十一名〔民〕提出衆法第17号)	審査未了			
衆	4/17	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第18号)	省4/17可決	4/24可決	賛成	全会一致
衆	4/17	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第19号)	省4/17可決	4/24可決	賛成	全会一致
衆	4/24	日本年金機構法の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第20号)	未付託未了			
衆	4/27	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第21号)	6/4修正	附6/26可決	賛成	衆反=共社(各) 参反=共社
衆	4/27	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第22号)	附6/4可決	附6/26可決	賛成	反=共社
衆	4/27	資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案〔自公〕提出衆法第23号)	審査未了			
衆	4/27	中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第24号)	附6/4修正	附6/12可決	賛成	衆反=共社(各) 参反=共社
衆	4/28	公共サービス基本法案(衆議院総務委員長提出衆法第25号)	省4/28可決	5/13可決	賛成	全会一致
衆	4/30	バイオマス活用推進基本法案(衆議院農林水産委員長提出衆法第26号)	省5/8可決	附6/5可決	賛成	全会一致
衆	4/30	政党助成法の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第27号)	7/9可決	未付託未了	反対	衆反=民共国
衆	5/12	道楽運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名〔民共社国〕提出衆法第28号)	撤回			
衆	5/12	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名〔民共社国〕提出衆法第29号)	撤回			
衆	5/15	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名〔自民〕提出衆法第30号)	中間報告 6/18議決不要			党議決定せず
衆		臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第171回国会衆法第30号中間報告)	6/9 (中間報告聴取)			
衆	5/15	地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案〔自公〕提出衆法第31号)	未付託未了			
衆	5/26	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第32号)	省5/26可決	5/29可決	賛成	全会一致
衆	5/26	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第33号)	省5/26可決	5/29可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
衆	6/1	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名〔民〕提出衆法第34号)	審査未了			
衆	6/4	生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名〔民共社国〕提出衆法第35号)	撤回			
衆	6/11	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出衆法第36号)	省6/11可決	7/3可決	賛成	全会一致
衆	6/16	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(階猛君外二名〔民〕提出衆法第37号)	未付託未了			
衆	6/17	保険業法の一部を改正する法律案(中川正春君外四名〔民〕提出衆法第38号)	未付託未了			
衆	6/23	P T A・青少年教育団体共済法案〔自公〕提出衆法第39号)	未付託未了			
衆	6/26	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(細川律夫君外五名〔民社国〕提出衆法第40号)	未付託未了			
衆	6/30	天皇陛下御在位二十年を記念する日を休日とする法律案〔自公国各〕提出衆法第41号)	未付託未了			
衆	7/1	国家公務員法の一部を改正する法律案〔自公〕提出衆法第42号)	未付託未了			
衆	7/2	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第43号)	省7/2可決	7/3可決	賛成	全会一致
衆	7/2	北海道観光振興特別措置法案〔自公〕提出衆法第44号)	未付託未了			
衆	7/3	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆議院環境委員長提出衆法第45号)	省7/3可決	7/8可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
衆	7/3	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(衆議院環境委員長提出衆法第46号)	省7/3可決	附7/8可決	賛成	全会一致

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 国=国有財産、議=決議 許=許諾
N=NHK 決算 則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
衆	7/3	国民年金法の一部を改正する法律案(内山晃君外三名[民]提出衆法第47号)	未付託未了			
衆	7/7	低炭素社会づくり推進基本法案([自公]提出衆法第48号)	未付託未了			
衆	7/9	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案([自公]提出衆法第49号)	未付託未了			
衆	7/9	障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案(園田康博君外四名[民社国]提出衆法第50号)	未付託未了			
衆	7/9	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案([自公]提出衆法第51号)	未付託未了			
衆	7/14	スポーツ基本法案([自公]提出衆法第52号)	未付託未了			
衆	7/15	歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案([自公]提出衆法第53号)	未付託未了			
衆	7/15	地産地消促進法案([自公]提出衆法第54号)	未付託未了			
衆	7/15	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第55号)	未付託未了			
参	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外六名[民]提出第168回国会参法第1号)	審査未了			
参	継続	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外七名[民]提出第168回国会参法第11号)	審査未了			
参	継続	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外八名[民共社]提出第169回国会参法第17号)	審査未了			
参	継続	農業協同組合法等の一部を改正する法律案(都司彰君外四名[民]提出第170回国会参法第1号)	未付託未了	4/8 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	継続	相続特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外七名[民]提出第170回国会参法第2号)	未付託未了	審査未了		
参	継続	子ども手当法案(神本美恵子君外八名[民]提出第170回国会参法第3号)	未付託未了	審査未了		
参	継続	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外七名[民]提出第170回国会参法第4号)	未付託未了	審査未了		
参	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外七名[民]提出第170回国会参法第5号)	未付託未了	審査未了		
参	継続	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外七名[民]提出第170回国会参法第6号)	未付託未了	審査未了		
参	継続	法人税法の一部を改正する法律案(尾光源幸君外七名[民]提出第170回国会参法第11号)	未付託未了	撤回		
参	継続	相続特別措置法の一部を改正する法律案(尾光源幸君外七名[民]提出第170回国会参法第12号)	未付託未了	撤回		
参	1/30	平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名[民社]提出参法第1号)	未付託未了	3/4 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/18	相続特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(峰崎直樹君外五名[民]提出参法第2号)	未付託未了	4/24 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/24	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(谷博之君外十四名[民共社]提出参法第3号)	未付託未了			
参	3/25	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(鈴木寛君外六名[民]提出参法第4号)	未付託未了	6/10 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/25	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(鈴木寛君外六名[民]提出参法第5号)	未付託未了	6/10 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/25	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木寛君外六名[民]提出参法第6号)	未付託未了	6/10 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/25	公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(鈴木寛君外六名[民]提出参法第7号)	未付託未了	4/24 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/26	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外八名[民社]提出参法第8号)	未付託未了	6/3 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	3/26	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(梅村聡君外七名[民共社]提出参法第9号)	未付託未了			
参	4/3	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外五名[民社]提出参法第10号)	未付託未了	4/24 可決	賛成	参反 = 自公改(各)
参	4/3	株式会社中小企業再生支援機構法案(増子輝彦君外六名[民]提出参法第11号)	未付託未了			
参	4/3	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外六名[民]提出参法第12号)	未付託未了			
参	4/9	歯の健康の保持の推進に関する法律案(島田智哉子君外六名[民]提出参法第13号)	未付託未了			
参	4/9	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外六名[民]提出参法第14号)	未付託未了			
参	4/14	障がい者制度改革推進法案(谷博之君外七名[民]提出参法第15号)	未付託未了			
参	4/17	水俣病被害の救済に関する特別措置法案(松野信夫君外五名[民]提出参法第16号)	未付託未了			
参	4/23	法人税法の一部を改正する法律案(尾光源幸君外五名[民]提出参法第17号)	未付託未了	6/26 修正	賛成	参反 = 自公改(各)
参	4/23	相続特別措置法の一部を改正する法律案(尾光源幸君外五名[民]提出参法第18号)	未付託未了	6/26 修正	賛成	参反 = 自公改(各)
参	4/24	地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名[民]提出参法第19号)	未付託未了			
参	4/24	民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名[民共社]提出参法第20号)	未付託未了			
参	5/14	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾光源幸君外八名[民]提出参法第21号)	未付託未了			
参	5/14	予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(尾光源幸君外八名[民]提出参法第22号)	未付託未了			
参	5/14	会計検査院法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外六名[民]提出参法第23号)	未付託未了			
参	6/5	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外八名[民社]提出参法第24号)	未付託未了	6/26 可決	賛成	参 = 全会一致
参	6/16	生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外八名[民共社]提出参法第25号)	未付託未了	6/26 可決	賛成	参 = 全会一致
参	6/23	子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外八名[民共社各]提出参法第26号)	未付託未了	中間報告		党議決定せず
参	継続	子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(第171回国会参法第26号中間報告)	未付託未了	7/10		
参	6/30	保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院厚生労働委員長提出参法第27号)	7/9 可決	省7/1 可決	賛成	全会一致
参	7/14	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出参法第28号)	未付託未了			
参	7/14	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案([自公]提出参法第29号)	未付託未了			

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
予	1/5	平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(予算第1号)	1/13 可決	1/26 修正	賛成	衆反=共 衆欠=国 参反=自公共改(各) 憲法60条2項により衆議院の議決が国会の議決となり成立(※1)
予	1/26	平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(予算第1号参議院回付案)	1/26 不同意		賛成	衆反=自公共
予		平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(両院協議会)	1/27 両院 協議会不一致	1/27 両院 協議会不一致		
予	1/5	平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(予算第2号)	1/13 可決	1/26 修正	賛成	衆反=共 衆欠=国 参反=自公共改(各) (※1と同じ)
予	1/26	平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(予算第2号参議院回付案)	1/26 不同意		賛成	衆反=自公共
予		平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(両院協議会)	1/27 両院 協議会不一致	1/27 両院 協議会不一致		
予	1/5	平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(予算第3号)	1/13 可決	1/26 否決	衆賛成 (参反対)	衆反=共 衆欠=国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(両院協議会)	1/27 両院 協議会不一致	1/27 両院 協議会不一致		
予	1/19	平成二十一年度一般会計予算(予算第4号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	衆反=民共社 衆欠=国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十一年度一般会計予算(両院協議会)	3/27 両院 協議会不一致	3/27 両院 協議会不一致		
予	1/19	平成二十一年度特別会計予算(予算第5号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	衆反=民共社 衆欠=国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十一年度特別会計予算(両院協議会)	3/27 両院 協議会不一致	3/27 両院 協議会不一致		
予	1/19	平成二十一年度政府関係機関予算(予算第6号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	
予		平成二十一年度政府関係機関予算(両院協議会)	3/27 両院 協議会不一致	3/27 両院 協議会不一致		
予	4/27	平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)(予算第7号)	5/13 可決	5/29 否決	参反対 (衆欠席)	衆反=共 衆欠=国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)(両院協議会)	5/29 両院 協議会不一致	5/29 両院 協議会不一致		
予	4/27	平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第8号)	5/13 可決	5/29 否決	参反対 (衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)(両院協議会)	5/29 両院 協議会不一致	5/29 両院 協議会不一致		
予	4/27	平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予算第9号)	5/13 可決	5/29 否決	参反対 (衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社国 参反=民共社(各) (※1と同じ)
予		平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)(両院協議会)	5/29 両院 協議会不一致	5/29 両院 協議会不一致		
条	継続	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会条約第1号)	6/11 承認	7/3 承認	賛成	全会一致
条	継続	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会条約第2号)	6/18 承認	7/8 承認	賛成	全会一致
条	継続	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会条約第3号)	5/28 承認	6/24 承認	賛成	全会一致
条	2/24	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	4/14 承認	5/13 不承認	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各) 憲法61条により衆議院の議決が国会の議決となり成立
条		第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(両院協議会)	5/13 両院 協議会不一致	5/13 両院 協議会不一致		

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承認 認=承認 決=決算 国=国有財産、議=決議 許=許諾
N=NHK 決算 則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
条	2/24	領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件(条約第2号)	6/11 承認	7/3 承認	賛成	全会一致
条	2/24	社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求め るの件(条約第3号)	6/18 承認	7/8 承認	賛成	全会一致
条	2/24	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件(条約第4号)	6/18 承認	7/8 承認	賛成	全会一致
条	2/24	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネ イ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第5号)	6/25 承認	7/10 承認	賛成	反 = 共
条	2/24	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフス タン共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第6号)	6/25 承認	7/10 承認	賛成	反 = 共
条	2/24	経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結につい て承認を求めの件(条約第7号)	5/28 承認	6/24 承認	賛成	反 = 共
条	2/24	投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結につ いて承認を求めの件(条約第8号)	6/18 承認	7/8 承認	賛成	全会一致
条	3/6	国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び 国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承 認を求めの件(条約第9号)	6/11 承認	7/3 承認	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
条	3/6	クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めの件(条約第10号)	5/12 承認	6/10 承認	賛成	全会一致
条	3/6	国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求め るの件(条約第11号)	5/12 承認	6/10 承認	賛成	全会一致
条	3/6	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めの件 (条約第12号)	5/12 承認	6/10 承認	賛成	全会一致
条	3/6	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結につ いて承認を求めの件(条約第13号)	5/28 承認	6/24 承認	賛成	反 = 共
条	3/6	国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めの件(条約第14号)	6/11 承認	7/3 承認	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
閣	継続	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改 正する法律案(第163回国会閣法第22号)	審査未了			
閣	継続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第95号)	審査未了			
閣	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法 第97号)	審査未了			
閣	継続	株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)	附4/23修正	附6/19可決	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
閣	継続	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第50号)	審査未了			
閣	継続	行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)	審査未了			
閣	継続	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法 第77号)	審査未了			
閣	継続	行政手続法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第78号)	審査未了			
閣	継続	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第79号)	審査未了			
閣	継続	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律案(第169回国会閣法第80号)	審査未了			
閣	継続	消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)	附4/17修正	附5/29可決	賛成	全会一致
閣	継続	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)	附4/17修正	附5/29可決	賛成	全会一致
閣	継続	消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)	附4/17修正	附5/29可決	賛成	全会一致
閣	継続	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 等の一部を改正する法律案(第170回国会閣法第11号)	審査未了			
閣	1/5	平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関 する法律案(閣法第1号)	1/13 可決	3/4 否決	反対	衆反 = 共 衆欠 = 民国 参反 = 民共社(各) 憲法59条2項の衆 院再議決により成立 (※2)
閣	3/4	平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関 する法律案(閣法第1号衆議院再議決案)	3/4 可決		反対	衆反 = 民共社国
閣	1/5	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	1/13 可決	2/13 可決	賛成	衆反 = 共 衆欠 = 国 参反 = 共
閣	1/5	平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案 (閣法第3号)	1/13 可決	2/13 可決	賛成	衆反 = 共 衆欠 = 国 参反 = 共
閣	1/19	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの 繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	衆反 = 民共社 衆欠 = 国 参反 = 民共社(各) (※2と同じ)
閣	3/27	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの 繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号衆議院再議決案)	3/27 可決		反対	衆反 = 民共社国
閣	1/20	雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	附3/19修正	附3/27可決	賛成	全会一致
閣	1/23	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)	附2/27可決	3/27 否決	反対	衆反 = 民共社 衆欠 = 国 参反 = 民共社(各) (※2と同じ)

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
閣	3/27	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号衆議院再議決案)	3/27 可決		反対	衆反 = 民共社 全会一致
閣	1/23	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	附3/17 可決	附3/31 可決	賛成	
閣	1/23	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)	附4/3 修正	附4/22 可決	賛成	衆反 = 国
閣	1/23	独立行政法人気象研究所法案(閣法第9号)	未付託未了			
閣	1/27	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	衆反 = 民共社 衆欠 = 国 参反 = 民共社(各) (※2と同じ)
閣	3/27	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号衆議院再議決案)	3/27 可決		反対	衆反 = 民共社 全会一致
閣	1/27	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)	2/27 可決	3/27 否決	反対	衆反 = 民共社 衆欠 = 国 参反 = 民共社(各) (※2と同じ)
閣	3/27	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号衆議院再議決案)	3/27 可決		反対	衆反 = 民共社 全会一致
閣	1/27	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)	3/17 可決	3/31 可決	賛成	
閣	1/27	関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	附3/19 可決	附3/31 可決	賛成	反 = 共
閣	1/27	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)	附3/27 可決	附3/31 可決	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
閣	1/27	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	附4/9 可決	附5/13 可決	賛成	全会一致
閣	1/27	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)	附5/8 可決	附5/27 可決	賛成	全会一致
閣	1/30	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)	3/19 可決	3/31 可決	賛成	全会一致
閣	1/30	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)	附3/19 修正	附3/31 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社各
閣	1/30	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)	4/17 修正	6/19 否決	反対	衆反 = 民共社 参反 = 民共社(各) (※2と同じ)
閣	6/19	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号衆議院再議決案)	6/19 可決		反対	衆反 = 民共社 全会一致
閣	2/3	電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)	附4/9 可決	附4/17 可決	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
閣	2/3	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)	附3/19 可決	附3/31 可決	賛成	反 = 共
閣	2/3	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)	4/3 可決	附4/10 可決	賛成	全会一致
閣	2/3	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)	附4/17 可決	附5/27 可決	賛成	全会一致
閣	2/3	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第24号)	3/27 可決	3/31 可決	賛成	全会一致
閣	2/3	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)	附4/7 可決	附4/22 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社(各)
閣	2/10	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(閣法第26号)	6/18 可決	6/26 可決	賛成	全会一致
閣	2/10	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣法第27号)	附6/11 修正	附6/19 可決	賛成	全会一致
閣	2/17	米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法第28号)	附3/24 可決	附4/17 可決	賛成	全会一致
閣	2/17	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第29号)	附3/24 修正	附4/17 可決	賛成	全会一致
閣	2/17	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)	附3/24 可決	附4/17 可決	賛成	全会一致
閣	2/17	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)	4/28 可決	5/27 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社各
閣	2/24	農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)	附5/8 修正	附6/17 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社(各)
閣	2/24	漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第33号)	附4/3 可決	附4/24 可決	賛成	全会一致
閣	2/24	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)	附4/17 可決	附5/13 可決	賛成	全会一致
閣	2/24	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	6/18 可決	4/8 可決	賛成	全会一致
閣	2/27	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)	附4/27 可決	附6/3 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社(各)
閣	2/27	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)	4/9 可決	4/17 可決	賛成	全会一致
閣	2/27	道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)	附4/17 可決	附4/8 可決	賛成	全会一致
閣	2/27	不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第39号)	附4/21 可決	附4/10 可決	賛成	全会一致
閣	2/27	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	4/21 可決	附4/10 可決	賛成	全会一致
閣	3/3	公文書等の管理に関する法律案(閣法第41号)	附6/11 修正	附6/24 可決	賛成	全会一致
閣	3/3	構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)	4/3 可決	附4/24 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社(各)
閣	3/3	沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)	6/11 修正	7/3 可決	賛成	全会一致
閣	3/3	住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第44号)	附6/19 修正	附7/8 可決	賛成	衆反 = 共社 参反 = 共社(各)
閣	3/3	消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	附4/17 可決	附4/24 可決	賛成	全会一致
閣	3/3	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	附6/18 可決	附7/3 可決	賛成	衆反 = 共 参反 = 共(各)
閣	3/3	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第47号)	未付託未了			
閣	3/6	青少年総合対策推進法案(閣法第48号)	附6/19 修正	附7/1 可決	賛成	反 = 社

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態 度	備 考
閣	3/6	金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)	附4/23修正	附6/17可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	3/6	資金決済に関する法律案(閣法第50号)	4/23可決	附6/17可決	賛成	全会一致
閣	3/6	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)	附6/19修正	附7/8可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	3/6	企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)	未付託未了			
閣	3/6	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第53号)	6/25可決	附7/8可決	賛成	全会一致
閣	3/10	著作権法の一部を改正する法律案(閣法第54号)	附5/12可決	附6/12可決	賛成	全会一致
閣	3/10	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)	附6/11修正	附7/1可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	3/10	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第56号)	6/11可決	7/1可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	3/10	クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第57号)	6/25可決	7/10可決	賛成	全会一致
閣	3/10	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)	6/25可決	附7/10可決	賛成	全会一致
閣	3/13	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	4/7修正	附4/17可決	賛成	全会一致
閣	3/13	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)	附4/17可決	附5/27可決	賛成	全会一致
閣	3/13	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)	4/23可決	6/19否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) (※2と同じ)
閣	6/19	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号衆議院再議決案)	6/19可決		反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) (※2と同じ)
閣	3/31	国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第62号)	審査未了			
閣	3/31	障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)	未付託未了			
閣	4/21	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第64号)	附6/16修正	6/24可決	賛成	全会一致
閣	4/27	租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)	5/13可決	6/19否決	反対	衆反=共 衆欠=民社 参反=民共社(各) (※2と同じ)
閣	6/19	租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号衆議院再議決案)	6/19可決		反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) (※2と同じ)
閣	4/27	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第66号)	附6/2修正	附6/19可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	5/15	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)	附5/26可決	附5/29可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	6/30	小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第68号)	審議未了			
閣	7/7	北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(閣法第69号)	7/14可決	未付託未了		
認	2/6	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出承認第1号)	附3/27承認	附3/31承認	賛成	全会一致
認	4/21	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第2号)	6/25承認	7/1承認	賛成	全会一致
認	4/21	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出承認第3号)	7/2承認	審査未了	賛成	衆=全会一致
認	6/18	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出承認第4号)	7/2承認	審査未了	賛成	衆=全会一致
諾	継続	平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第169回国会承認)	4/14承諾	6/24不承諾	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) 国会法87条1項により返付は両院協議会を求めないものと決定されたため、国会の承認はなし (※3)
諾	継続	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第169回国会承認)	4/14承諾	6/24不承諾	反対	衆反=民国 参反=民(各) (※3と同じ)
諾	継続	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出第169回国会承認)	4/14承諾	6/24不承諾	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) (※3と同じ)
諾	継続	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第169回国会承認)	4/14承諾	6/24不承諾	反対	衆反=民国 参反=民(各) (※3と同じ)
諾	継続	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(内閣提出第169回国会承認)	4/14承諾	6/24不承諾	反対	衆反=民国 参反=民(各) (※3と同じ)
諾	3/17	平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出承認)	未付託未了			
諾	3/17	平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出承認)	未付託未了			
諾	5/19	平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出承認)	未付託未了			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
決	継続	平成十九年度一般会計歳入歳出決算(第170回国会決算)	6/25 議決		反対	衆反 = 民共社国
決	継続	平成十九年度特別会計歳入歳出決算(第170回国会決算)	6/25 議決		反対	衆反 = 民共社国
決	継続	平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書(第170回国会決算)	6/25 議決		反対	衆反 = 民共社国
決	継続	平成十九年度政府関係機関決算書(第170回国会決算)	6/25 議決		反対	衆反 = 民共社国
国	継続	平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第170回国会国有財産)	6/25 是認		反対	衆反 = 民共社国
国	継続	平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第170回国会国有財産)	6/25 是認		反対	衆反 = 民国
N	2/6	日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出NHK決算)	未付託未了			
議	1/6	雇用と住まいを確保する緊急決議案(玄葉光一郎君外五名[民共社国]提出決議第1号)	撤回			
議	3/16	第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(森喜朗君外五名[自民国]提出決議第2号)	省3/17可決		賛成	衆反 = 共社
議	3/31	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(小坂憲次君外十名[自民国]提出決議第3号)	省3/31可決		賛成	衆 = 全会一致
議	4/7	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案([自公]提出決議第4号)	省4/7可決		賛成	衆反 = 共
議	5/26	北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案([自公]提出決議第5号)	省5/26可決		賛成	衆 = 全会一致
議	6/16	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(小坂憲次君外十二名[自民公共社国]提出決議第6号)	省6/16可決		賛成	衆 = 全会一致
議	7/9	国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案(津島雄二君外十二名[自民公共社国]提出決議第7号)	省7/9可決		賛成	衆 = 全会一致
議	7/13	麻生内閣不信任決議案(鳩山由紀夫君外八名[民共社国]提出決議第8号)	省7/14否決		賛成	衆反 = 自公
議	1/6	雇用と住まいを確保する緊急決議案(山下八洲夫君外八名[民共社]提出決議第1号)	撤回			
議	1/7	雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案(西岡武夫君外九名[民自公共社改]提出決議第2号)	1/7可決		賛成	参 = 全会一致
議	2/17	財務大臣兼内閣府特命担当大臣中川昭一君問責決議案[筧瀬進君外十四名[民共社]提出決議第3号]	撤回			
議	3/17	第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(田名部匡省君外七名[民自公改]提出決議第4号)	3/18可決		賛成	参反 = 共社各
議	3/30	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(西岡武夫君外七名[民自公改]提出決議第5号)	撤回			
議	3/30	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(西岡武夫君外七名[民自公改]提出決議第6号)	3/31可決		賛成	参 = 全会一致
議	4/7	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(西岡武夫君外七名[民自公改]提出決議第7号)	4/8可決		賛成	参反 = 共 参欠 = 社
議	5/27	北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(西岡武夫君外七名[民自公改]提出決議第8号)	5/27可決		賛成	参 = 全会一致
議	6/17	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(西岡武夫君外八名[民自公改]提出決議第9号)	6/17可決		賛成	参 = 全会一致
議	7/13	内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案(輿石東君外二十名[民共社]提出決議第10号)	7/14可決		賛成	参反 = 自公改各
程	6/11	衆議院憲法審査会規程案(衆議院議院運営委員長提出規程第1号)	省6/11可決		反対	衆反 = 民共社国
程	3/31	参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(事務局職員定員参議院規程第1号)	3/31可決		賛成	参反 = 共社各

第1次 鳩山『次の内閣』一覧 (2009年8月6日 現在)



鳩山 由紀夫
ネクスト総理大臣



小沢 一郎
ネクスト副総理大臣



菅 直人
ネクスト副総理大臣



輿石 東
ネクスト副総理大臣



岡田 克也
ネクスト国務大臣



直嶋 正行
ネクスト官房長官
ネクスト防衛大臣



原口 一博
ネクスト総務大臣



鉢呂 吉雄
ネクスト外務大臣



松井 孝治
ネクスト内閣府担当大臣



中川 正春
ネクスト財務大臣



大島 章宏
ネクスト金融担当大臣
(経済財政担当)



藤村 修
ネクスト厚生労働大臣



増子 輝彦
ネクスト経済産業大臣



細川 律夫
ネクスト法務大臣



小宮山 洋子
ネクスト文部科学大臣



神本 美恵子
ネクスト子ども、
男女共同参画担当大臣



筒井 信隆
ネクスト農林水産大臣



長浜 博行
ネクスト国土交通大臣



岡崎 トミ子
ネクスト環境大臣



長妻 昭
ネクスト官房副長官
(年金担当大臣兼務)



福山 哲郎
ネクスト官房副長官

政策調査会副会長・主査



細野 豪志



山根 隆治



大塚 耕平



鈴木 寛



篠原 孝



馬淵 澄夫



田嶋 要



田島 一成



三日月 大造



泉 健太



松岡 徹



藤本 祐司



足立 信也



尾立 源幸



蓮 舫



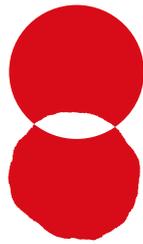
大串 博志



横山 北斗



大河原 雅子



The Democratic Party of Japan

民主党